

平成 24 年第 4 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 12 月 6 日

平成 24 年 12 月 11 日

平成 24 年 12 月 14 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (12 月 6 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	4
議会報告	5
議案第 6 2 号	6
議案第 6 3 号	6
議案第 6 4 号	6
議案第 6 5 号	7
議案第 6 6 号	8
議案第 6 7 号	9
議案第 6 8 号	9
議案第 6 9 号	10
議案第 7 0 号	11
議案第 7 1 号	12
議案第 7 2 号	13
議案第 7 3 号	14
議案第 7 4 号	15
議案第 7 5 号	16
諮問第 3 号	17
陳情書	18
散 会	18

第 2 号 (12 月 11 日)

議 事 日 程	19
本日の会議に付した事件	19
出 席 議 員	19
欠 席 議 員	19
議会事務局職員出席者	19

説明のため出席した者	19
開 議 宣 言	20
5 番 議員 田原重美	20
9 番 議員 今村桂子	24
14 番 議員 原野敏彦	36
3 番 議員 松山力弥	42
散 会	51

第 3 号 (12 月 14 日)

議 事 日 程	52
本日の会議に付した事件	52
出 席 議 員	53
欠 席 議 員	53
議会事務局職員出席者	53
説明のため出席した者	53
開 議 宣 言	55
議案第 62号	55
議案第 63号	55
議案第 64号	55
議案第 65号	56
議案第 66号	58
議案第 67号	58
議案第 68号	59
議案第 69号	60
議案第 70号	61
議案第 71号	61
議案第 72号	63
議案第 73号	64
議案第 74号	65
議案第 75号	66
諮問第 3号	67
議員提案第2号	67
議員提案第3号	68
陳情書	69
委員会の閉会中の継続調査について	69
閉 会	70

議事日程(第1号)

平成24年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 7 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 8 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第69号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第70号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第14 議案第71号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第72号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第73号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第74号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第75号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 陳情書 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 7 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 8 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第67号 工事請負契約の締結について
 日程第11 議案第68号 工事請負契約の変更について
 日程第12 議案第69号 工事請負契約の変更について
 日程第13 議案第70号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
 日程第14 議案第71号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
 日程第15 議案第72号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第16 議案第73号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 日程第17 議案第74号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第18 議案第75号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
 日程第20 陳情書 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田ノ上 真 | 2番 百田 輝子 |
| 3番 松山 力弥 | 5番 田原 重美 |
| 6番 荒木 敏光 | 7番 吉本 實 |
| 8番 合屋 伸好 | 9番 今村 桂子 |
| 10番 三上 政義 | 11番 柴田 真人 |
| 12番 長澤 誠司 | 13番 藤石 豊 |
| 14番 原野 敏彦 | 15番 三角 良人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・・・印藤 勝人
理事(教育次長)・・・安河内 亮三	理事(住民課)・・・・・・・・安部 健一
理事(税務課)・・・・・・・・百田 順二	理事(上下水道課)・・・今泉 智明
理事(建設産業課)・・・安川 敏幸	総務課長・・・・・・・・・・今泉 俊裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉松 良徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋 勝秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木 幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑江 達也
建設産業課長・・・・・・・・安河内 久人	子ども教育課長・・・・・・・・稲永 修司
社会教育課長・・・・・・・・川津 政文	総務課参事・・・・・・・・満行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百田 清二	

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。衆議院が解散し、議員各位それぞれお忙しいでしょうが、本定例会をしっかりとっていきたく思いますので、よろしくお願いします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますので、よろしくお願いします。

ただいまから平成24年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。大変寒くなりまして、皆さんの健康を心配しておりましたが、議員各位全員参加ということで大変喜んでおります。

なお、余談になりますけど、本日我々の文教委員会の委員長の誕生日でございます。おめでとうございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月30日、午前10時より議会運営委員会を開催し、平成24年第4回定例会の運営について協議、検討をいたしました。

今回提出された案件は議案が14件、諮問が1件、陳情が1件、閉会中の組合議会報告1件でございます。

議案第70号と議案第71号については、予算審査特別委員会に付託し、陳情については文教厚生委員会に付託いたします。残りの案件については、各委員会に付託いたします。

なお、議案第62号から第64号は一括提案といたします。

会期は、本日12月6日より12月14日までの9日間といたしております。一般質問は12月11日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

12月7日の現場視察は午前9時半より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月14日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月14日までの9日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。師走を迎え、また選挙中ということで何かと御多用の中に、12月定例会を招集いたしましたところ、全員御参集のもとで開催できますこと、まずもって心から御礼を申し上げます。

それでは、諸報告を申し上げます。

県道志免・須恵線の道路建設の経過報告について

県道志免・須恵線の道路建設の経過報告についてでございます。これは9月の議会でも報告いたしておりましたが、その後の経過について報告させていただきます。

県道志免・須恵線道路事業につきましては、これまで本会議において報告してきましたことと重複する部分もあるかと思いますが、平成19年12月の定例議会におきまして、周辺道路の渋滞解消及び周辺地域の開発促進、高速道路インターへのスマートアクセスなどさまざまな経済効果を見込み、早期完成に向けて努力していることを報告させていただき、福岡県県土整備事務所並びに建設促進期成会、地元の区等、関係各位による御尽力のもと、平成20年5月28日に事業認可を国より受けまして、平成21年に現地調査、詳細設計等を行い、道路建設に必要な用地買収を経て平成22年度から早期完成に向けた建設工事を進めてきているところでございます。

現在の工事進捗につきましては、町道須恵・井尻線との交差点、道路建設が順調に進んでおります。警察による新設の信号の設置も含め、平成25年3月末が完成予定となっております。

また、トヨタカローラ福岡株式会社が須恵スマートインターチェンジに、上り線の出入り口付近の用地に移転作業中でありまして、本年12月末に新事業所が完成すると伺っております。順調に進みますと、年明けて平成25年1月に現在のトヨタカローラ福岡株式会社の敷地内の建物は取り壊され、25年2月より道路建設工事に着手したいとの報告を、県土整備事務所から承っております。しかしながら、平成25年春の全面開通を目標として事業を進めてまいりましたが、御存じのように平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災や、ことし7月に発生いたしました九州北部豪雨による被害もある中、大幅な国の補助金の見直し等さまざまな要因が重なりまして、当初計画の平成25年春の完成予定から7月末の全工事完了を目途として、その後、供用開始手続を経て全面開通となることを報告させていただきます。いわゆる平成24年度開通

でと思っておりましたが、諸般の事情により7月に延ばされると、7月には全面開通するという
ことでございます。

今後とも、福岡県との連携をさらに強めてまいりまして、全力で取り組んでまいりますので、
関係各位のさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

なお、現在全面開通を見越した事業所の進出計画もいろいろと聞き及んでおります。開通とと
もに、地域周辺の開発が見込まれる状況でございます。詳細につきましては、その都度速やかに
議会に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、報告とさせていただきます。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項
につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。
平成24年11月5日に、古賀市役所会議室において第1回臨時会が開催されました。

第3号議案は本組合会計予算（第1号）で、歳入歳出予算の総額に1,407万6,000円を
追加し、予算の総額を2億6,349万3,000円とするもので、歳出の主なものは総務管理費、
財政調整基金積立金と葬祭料費、耐震診断委託料となっており、全員賛成で可決しました。

次に、第4号議案は平成23年度組合会計決算の認定で、歳入総額2億5,408万
6,074円、歳出総額2億3,500万9,864円、歳入歳出差し引き額が1,907万
6,210円となっており、全員賛成で認定しました。

最後に、第5号議案は監査委員の選任で、本組合議会議員のうちから、篠栗町町長の三浦正氏
が選任されました。なお詳細は議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、自席に資料を配付しておりますの
で、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし
と認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第62号から議案第64号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5．議案第62号

日程第6．議案第63号

日程第7．議案第64号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について、日程第6、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、日程第7、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、提案理由の説明をさせていただきます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、次の議案第63号で本組合の解散についての議案を提出しておりますが、組合の解散に伴う事務の承継について組合同約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

福岡県市町村災害共済基金組合同約の一部を次のように改正する。本則に次の1章を加える。6章雑則、第21条解散に伴う事務の承継ですが、「この組合が解散した場合には、福津市がその解散に伴う事務を承継する」。組合解散後の事務として、決算の調整、監査、決算の認定などの事務については、本組合の組合長が福津市長でございますので、その所属地の福津市が事務を行うこととするものでございます。附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行するものでございます。

次の3ページに新旧対照表を載せております。後でご覧いただければと思います。

4ページをお願いいたします。

議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について。地方自治法第288条の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村災害共済基金組合を解散する。

提案理由でございますが、本組合は筑後川が氾濫するなど、福岡県内で186億円の被害が出ました昭和47年7月の、豪雨災害を契機に翌昭和48年に設立され、災害に関する費用に充てるため、福岡県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を、共同処理してまいりましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、最近では基金の活用がなされず、その基金も不要であることから組合を解散するとの結論に至ったため、当該組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について。地方自治法第289条の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、関係市町村の協議の上、定めるものとする。

提案理由でございますが、組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の6ページに財産処分に関する協議書を載せております。組合を構成する市町村に帰属させる財産は、普通納付金及び任意納付金、福岡県公営競技収益金均てん化基金については、災害共済基金組合と同様、県内全市町村が加入しております福岡県自治振興組合に帰属させるものでございます。

次の7ページに財産目録を載せておりますが、表の右側の一番上、33番須恵町で、普通納付金、任意納付金をあわせまして、合計で1億4,710万6,690円が須恵町に帰属するわけでございますが、これは今議会に提出しております一般会計の補正予算の歳入に全額計上をいたしております。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号から議案第64号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、以上3議案を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8 . 議案第65号

議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 6 5 号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案第 6 5 号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町立学校設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

次の 9 ページの新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、町立東幼稚園の移転、新築に伴いまして、名称を須恵町立れいんぼー幼稚園に、位置を須恵町大字旅石 5 2 3 番地に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 5 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 9 . 議案第 6 6 号

議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書 1 0 ページでございます。

議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町保育所条例の一部を次のように改正するものでございます。

次の 1 1 ページの新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、町立かやの保育所の移転、新築に伴いまして、名称を須恵町立れいんぼー保育園に、位置を須恵町大字旅石 5 2 3 番地に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしく願いします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 6 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 0 . 議案第 6 7 号

議長（三角 良人） 日程第 1 0、議案第 6 7 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 1 2 ページでございます。

議案第 6 7 号工事請負契約の締結について。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。工事名、須恵町庁舎空調設備等改修工事、契約方法、指名型プロポーザル方式による随意契約でございますが、総合建設業者 2 社、空調業者 3 社、計 5 社を指名いたしまして、改修工事の実施体制、実施方針、技術提案などに関する提案書の提出を受け、提案書をもとにプロポーザル審査委員会においてヒアリングを実施した上で、審査及び評価を行いました結果、請負金額 1 億 3, 3 8 7 万 5, 0 0 0 円、請負者、福岡市中央区薬院 3 丁目 4 番 9 号、松尾建設株式会社福岡支店、執行役員支店長小齊 壯に決定をいたしました。契約補償の方法、契約保証金、履行保証保険証券 1, 3 3 8 万 8, 0 0 0 円、条件は、工期として契約の効力が生じた日から平成 2 5 年 6 月 1 0 日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 6 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 7 号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 1 . 議案第 6 8 号

議長（三角 良人） 日程第 1 1、議案第 6 8 号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の 1 3 ページでございます。

議案第 6 8 号工事請負契約の変更について。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会に議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、須恵中学校耐震補強工事、契約方法、指名競争入札、請負金、5, 7 2 2 万 5, 0 0 0 円、請負者、糟屋郡須恵町大字植木 5 6 9 の 2、株式会社若杉建設代表取締役若杉良

富、契約保証の方法、契約保証金、履行保証保険証券572万3,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成25年1月31日。

変更後、工事名、契約方法は変更ございません。請負金、5,751万9,000円、請負者、それから契約保証の方法は変更ございません。工期、契約の効力が生じた日から平成24年12月18日まででございます。

今回の変更の主なものは、鉄骨部分補強工事が増工いたしましたことと、工期の短縮によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第12・議案第69号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書14ページでございます。

議案第69号工事請負契約の変更について。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、第二幼稚園建設工事、契約方法、指名競争入札、請負金、4億2,294万円、請負者、澄男・小柳建設工事共同企業体、代表者、福岡市西区大字羽根戸159の4、株式会社澄男工業 代表取締役吉岡澄男、契約保証の方法、契約保証金、履行保証保険証券4,229万4,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成25年1月31日。

変更後は、工事名、契約方法は変更ございません。請負金、4億4,152万5,000円、請負者、契約保証の方法、条件は変更ございません。

今回の変更の主なものは、地盤改良工事の増工と駐車場の工事の追加によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号工事請負契約の変更につい

てを総務建設産業委員会に付託します。

日程第13・議案第70号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書15ページでございます。

議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございますが、11月16日の衆議院の解散によりまして、12月4日公示、16日投開票の日程で行われます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要します予算につきまして、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がございませんでしたので、11月16日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ928万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,582万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページ、第1表歳入でございますが、9款地方交付税は、歳出補正額に対して特定財源で不足する額の財源措置として73万7,000円を上げております。14款県支出金は、選挙費の委託金855万円でございます。

3ページ、歳出でございますが、2款総務費4項選挙費において、今回の衆議院議員総選挙及び国民審査の経費を928万7,000円計上いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

日程第14・議案第71号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は16ページでございます。

議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては別冊の歳入歳出補正予算書で御説明いたします。

補正予算書は8ページでございます。

平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,531万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億114万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条では、債務負担行為の補正として、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、9款地方交付税については、今回の補正で不足する額の財源手当てとして2,720万3,000円の追加計上でございます。13款国庫支出金、14款県支出金につきましては国民健康保険、障害者自立支援費の国・県負担金等が主なものでございます。

14款諸収入につきましては、先ほどの議案でも説明いたしました災害共済基金組合の解散に伴う納付金の精算金など、1億4,997万9,000円を計上いたしております。

次に、10ページ、歳出でございますが、今回は全体を通しまして、当初予算成立後の人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。その他の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費で、歳入の災害共済基金組合からの清算金を全額、財政調整基金への積み立てを行うもの。それから3款民生費1項社会福祉費については、国民健康保険特別会計への繰出金、障害者支援費の追加計上。第2項児童福祉費は、第二幼稚園建設工事費の減額等でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

10款教育費では、2項小学校費において25年度に見込まれる小学校の学級数の増加に対応する経費並びに第二小学校校舎増築の設計費などを計上いたしております。

12ページお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、追加として債務を負担することができる事項として、第二小学校校舎増築工事設計監理業務委託、期間、平成24年度から平成25年度まで、限度額、910万円の債務負担行為でございます。これは第二小学校の校舎増築につきまして、設計を24年度、工事を25年度に施工する予定でございますが、設計と工事の監理を一括契約するために債務負担行為を設定するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第15・議案第72号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書43ページお願いいたします。

議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億573万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億395万円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次のページ、44ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金7,337万6,000円、2項の国庫補助金1億5,822万1,000円及び6款の県支出金2項県補助金の2,063万7,000円の補正につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費を補正しております。その財源といたしまして、各補助率で計上をいたしております。また、国庫補助金の財政調整交付金におきまして、歳出の財源といたしまして収支の調整を本年度財源不足で調整をいたしております。4款1項療養給付費交付金、減額の9,344万5,000円、5款1項前期高齢者交付金、減額の201万1,000円の補正につきましては、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づく補正でございます。8款繰入金1項他会計繰入金4,716万7,000円の補正につきましては、保険基盤安定繰入金の確定と歳出の9款諸支出金13目の前年度国庫支出金等の払戻金の財源と、それに職員の給与費等の減によるものでございます。10款1項延滞金加算金及び過料の35万4,000円の補正につきましては、保険税滞納延滞金、それに3項の雑入の143万1,000円は一般被保険者の第三者納付金及び返納金で、11月までに納入された金額を補正しております。

次の45ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項総務管理費の23万3,000円の補正につきましては、人件費の補正でございます。2款1項療養諸費1億5,230万、2項の高額療養費1,300万円の補正につきましては、3月までの医療費の支払い見込みにより補正しております。3款1項後期高齢者支援金等の16万4,000円、4款1項前期高齢者納付金等の減額の31万5,000円、5款1項老人保健拠出金の減額の30万円、6款1項介護納付金の減額の16万3,000円の補正につきましては、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づく補正でございます。9款1項償還金及び還付金の4,081万1,000円につきましては、一般被保険者の前年度保険税の過誤納還付金と、23年度実績に基づく国庫支出金及び県支出金の精算金の補正でございます。

以上、御審議方をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第72号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第16・議案第73号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第73号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書 18 ページをお願いいたします。

議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正（第 1 号）を別冊のとおり提出とおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の補正予算書の 58 ページをお願いいたします。

議案第 73 号須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、御報告いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 434 万 8,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,975 万 5,000 円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出補正予算により御説明いたします。

59 ページをお願いいたします。歳入でございますが、3 款 1 項の他会計繰入金の減額の 481 万 1,000 円の補正につきましては、人件費の減額と、前年度繰越金が確定し、計上しておりますので、事務費繰入金を減額し、24 年度の保険料の軽減分が確定しておりますので、保険基盤安定繰入金を減額しております。4 款の 1 項繰越金の 915 万 9,000 円は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上しております。

次のページ、歳出をお願いいたします。1 款 1 項総務管理費の減額の 229 万 7,000 円の補正につきましては、人件費の補正でございます。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 664 万 5,000 円の補正につきましては、23 年度の保険料において 24 年 4 月、5 月に納入された保険料を 24 年度に納入するため補正をいたしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 73 号を文教厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 17 . 議案第 74 号

議長（三角 良人） 日程第 17、議案第 74 号平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

上下水道課理事（今泉 智明） おはようございます。議案書 19 ページをお願いいたします。

議案第 74 号平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の65ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,386万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,381万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

66ページお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、主なものは、3款1項国庫補助金補正額マイナス1,160万円は補助金確定に伴う減額でございます。5款1項他会計繰入金補正額マイナス616万円は一般会計繰入金の減額です。6款1項繰越金補正額549万9,000円は前年度の繰り越し額が確定いたしましたので、増額補正するものです。8款1項町債、補正額マイナス1,160万円は、補助金減に伴うものでございます。

67ページをお願いいたします。

歳出、主なものは、1款1項総務管理費、補正額19万1,000円は人事異動による増額でございます。2款1項下水道事業費、補正額マイナス2,272万6,000円は、国庫補助金確定に伴う減額です。3款1項公債費補正額マイナス132万6,000円は、平成23年度の町債借入額の確定に伴う減額です。

68ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額3億2,229万円を、変更後、3億1,130万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第74号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18・議案第75号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第

2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

上下水道課理事(今泉 智明) 議案書20ページでございます。

議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の73ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス614万円は人事異動による減額でございます。第3条、予算第4条に定めて資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、第1項改良費補正予定額600万円は下水道工事に伴う水道管工事請負費の増額でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,853万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第75号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19・諮問第3号

議長(三角 良人) 日程第19、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長(中嶋 裕史) 諮問第3号人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づきまして、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので本議会の意見を求めるものでございます。住所、大字須恵83番地54藤浦でございます。氏名、平嶋峰晴、生年月日、昭和21年11月18日生まれ、66歳でございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員であります平嶋氏が25年3月31日をもって任期満了となるために、再任をお願いするものでございます。ちなみに任期は3年でございまして、委員は5名おられます。経歴については、次のページに載せておりますので、御参照していただきたいと思っております。

審議方よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、諮問第3号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第20．厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書

議長（三角 良人） 日程第20、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、厚生労働省の5局長通知「看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて」を実効あるものにするためにも、医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、国に対する意見書を決議していただきたいという陳情でありますので、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時03分散会

平成24年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成24年12月11日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月11日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田輝子
3番 松山力弥	5番 田原重美
6番 荒木敏光	7番 吉本 實
8番 合屋伸好	9番 今村桂子
10番 三上政義	11番 柴田真人
12番 長澤誠司	13番 藤石 豊
14番 原野敏彦	15番 三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 百田儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永張美
教育長・・・・・・・・・・平松秀一	理事(出納課)・・・・・・・・印藤勝人
理事(教育次長)・・・・安河内亮三	理事(住民課)・・・・・・・・安部健一
理事(税務課)・・・・・・・・百田順二	理事(上下水道課)・・・・今泉智明
理事(建設産業課)・・安川敏幸	総務課長・・・・・・・・・・今泉俊裕
まちづくり課長・・・・吉松良徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋勝秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑江達也
建設産業課長・・・・・・・・安河内久人	子ども教育課長・・・・・・稲永修司
社会教育課長・・・・・・・・川津政文	総務課参事・・・・・・・・満行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百田清二	

午前 9 時 00 分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。5 番、田原重美議員。

議員（5 番 田原 重美） 5 番議員、田原重美です。子育て対策はということで。

国は、待機児童をゼロにすることを目標として対策を実行してきましたが、昨今の経済情勢の悪化により、これまで専業主婦であった方も家計のために仕事に出たいということになり、保育所の利用申し込みがふえて待機児童も急激に増加し、保育をめぐる環境は深刻に悪化しています。

須恵町における保育所に入所できずに、待機しているお子さんの数は何人ですか。その対策はどうお考えか伺います。

南幼稚園で 3 歳児の保育を始めてほしいという父兄の声がありますが、いかがお考えか伺います。南幼稚園の老朽化に伴い、新築の予定はありませんか。新築の場合は給食室も完備してほしいと思います。

25 年度には新設の第二幼稚園が開園し、れいんぼー保育園への入所者が、聞きますところによると、ゼロ歳児 7 名が 9 名に、1 歳児 13 名が 18 名、2 歳児 11 名が 24 名、3 歳児 25 名が 30 名、4 歳児 29 名が 30 名、5 歳児は 32 名が 30 名と大幅にふえる予定でございます。

現在、正職員 4 名、嘱託職員 3 名、臨時職員 5 名、パート職員 8 名の合計 20 名で保育をなさっています。25 年度からはゼロ歳、1 歳、2 歳、3 歳の方がふえてきますので、保育士さんもふやしてほしいとの声が聞かれます。保育士不足を補うことに、子育てなどで一度退職なさった方、潜在保育士を県が研修会を開いているので、子育て終了の方の復帰を期待しているとのことです。

糟屋郡内の市立、公立の園長会があり、その中で、どこの町も保育士さんが足りない。今、大学生が減っているので、保育士になる人が少ないとのことです。

れいんぼー保育園の園外保育について、志免町のシーメイトには路線バスを利用して移動しています。遊具が多く、園児たちは大変喜んで遊んでいます。粕屋町の駕与丁公園には、JR 須恵駅より酒殿駅まで JR を利用して移動しています。遊具がそろっているので、園児たちは大変喜んでいます。須恵町のわかすぎの杜公園には、園児たちが遊ぶ遊具が少なく、園児たちが喜ぶような遊具をそろえてほしいとのことです。

れいんぼー幼稚園では、25 年度より 3 歳児の保育が始まるのに伴い、3 歳児の募集があり、

25名定員に61名もの応募があり、抽選漏れの36名の方は他町の幼稚園に通われることとなりますが、3歳児の保育には手がかかるとのことで、保育士さんの補充をお願いしますとのことです。

今現在、4歳児の方が67名保育を受けておられますが、33名、34名の2クラスで、1人の保育士さんで34名の児童の保育はなかなか目が届かず、大変だという声が聞かれます。小学校の校長先生が視察に見えて、34名保育を見学なさって、大変ですねと言われたとのことです。

南幼稚園では、ことし、れいんぼ一幼稚園での3歳児募集に61名もの応募があり、南幼稚園でも3歳児の保育を始めてほしいという声がありますが、いかがお考えか伺います。南幼稚園は築36年で老朽化しています。今後、新築の予定はありませんか。新築の場合は給食室も設けてほしいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） それでは、お答えを申し上げますが、5点ほど、今、質問内容にあったかというふうに思っておりますが、きょうは、商工会の婦人部の方の傍聴ということで、4人の質問者のうちに3人が商工議員ということでございますし、後ろのほうで人事評価をなさるんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、私も一生懸命答えたいというふうに、今、思っております。

今、町の人口も急激にふえてきておりまして、議員仰せのとおり、子供たちの数もふえてきているという状況です。第二小学校のほうは教室不足ということで、24年度設計の補正予算を出させていただいて、25年度に教室を増やすという計画をいたしておるという状況でございます。22年度国勢調査のときは2万6,000人でしたが、11月の現在で、2万6,950人ということで、急激な人口の今伸びを示しておると。

それはやはり、ETCで穴がほげて、連結道路ができて、交通のアクセス。インフラ整備が整ってきたということが、人口急増につながってきているんじゃないだろうかというふうに思っております。特に、この糟屋地区においては、どこもふえておりますが、宇美町以外は、宇美町は若干下がっておりますけれども、ふえてきておるという状況でございます。

それでは、一つ一つ答えてまいります。保育所の待機児童はということでございますが、ゼロ歳児が8名、1歳児が11名、2歳児が5名、3歳児が5名、4歳児が7名、5歳児が1名、計37名が本町において待機児童としておられるということでございますが、その待機の内容についてでございますが、その37名のうちに認可外保育園に通ってある方が7名、職場同伴、自営とか自分が職場に連れて行ける環境にある方が3名、それから、親類知人に預けてあるというのが1名、保育所では、しかし午前中ぐらいにはということで幼稚園に通わしてある方が5名、

それから、休職しながら自宅で、いわゆる子供の通園が可能であれば働きたいという方が21名という内訳になっております。

だから、早急に対処しなければならないのがこの16人。この中の16人については何とか対応したいということでございますが、施設としては十分間に合っておるわけですが、れいんぼー保育園にしても、アザレア幼児園にしても。施設はあるのですが、先ほど、議員が質問の中でもおっしゃたように、保母さん、保育士さんがいない、幼稚園教諭、そういう先生側の対応ができていないと。これは本町に限らず、近隣の町も不足に悩んでおるといのが状況でございます、本町では、いわゆるハローワークあるいは町報、インターネット等で呼びかけておりますけれども、なかなか応募がないというのが現状でございます。

南幼稚園の3歳児保育についてでございますが、これは、やはり町民の子供であるし、須恵町の子供は公平性を保たなければならないということで、早急に、南幼稚園の3歳児保育を開始したらという話は教育委員会のほうに投げかけておりました、現在、その動きをしておるということで、26年度にオープンすると、3歳児保育をするということでございます。3歳児保育になれば、いわゆる完全給食というものを考えておるわけございまして、その準備は着々とできております。給食が可能であるというお答えまでいただいておりますが、まだ26年でございますので、26年には完全給食の3歳児保育が可能になるということでございます。

それから、南幼稚園の建てかえの計画でございますが、東幼稚園が昭和48年にできております。南幼稚園が昭和51年というふうに思っておりますが、これも、東幼稚園も老朽化したから建てかえるということじゃなくて、いわゆる環境が、その位置がまずいということです。住宅地の中に幼稚園があるということで、以前は、第二小学校のほうで城山の子供さんたち、1学年で40人ぐらいおられたわけでございます。1クラスと少しおられて、子供たちばかりおるから、また、子供たちの親だから幼稚園運動会の際のマイク放送だとか、通常のそういった騒音あるいは車の出入り、それについても容認されておったわけでございますが、高齢化してまいりまして、幼児を持った、あるいは児童・生徒を持った親たちが少なくなっておって、今全体で40人ぐらいの子供会の数ではなかるうかと、城山では、そうすると高齢者の方たちでございますので、幼稚園の、いわゆる活気、にぎやかさが騒音に聞こえてくるわけございまして、苦情が常にあったわけございまして、あの位置から何とか幼稚園を外そうということが一つの要因でございまして、危険だから、老朽化したから建てかえて新しい幼稚園という発想ではなかったわけでございます。

かやの保育園については、言われるとおり、老朽化をしておるし、一番の問題は駐車場の問題。かやのにしても、東幼稚園にしても、駐車場がないと、送り迎えの。それが原因であったわけございまして、送迎時の駐車可能な、駐車場を確保できる位置に移したいというのがあります。

て、れいんぼー幼稚園ということで、旅石地区のほうに合築をさせた幼稚園を移転させるということでございます。

一元化、今の民主党政権になりまして、幼保一元化については何らかの補助政策があるようなマニフェストであったので、期待をして、1年遅らせたんですけども、そういった公設公営については国から何らの援助もなかったということで、当初は民設民営ということで考えておったんですけども、用地の購入について税制措置がないというようなことで、今公設公営ですけれども、行く行くは民営化させていきたいという希望の中で、今れいんぼー幼稚園を立ち上げておるということでございます。

れいんぼー幼稚園の保育士あるいは幼稚園教諭の増員のことでございますが、それについては保育士を3名、幼稚園教諭を2名増員計画でございます。先ほど申しましたように、応募のほうがなかなか来られないという難はあるんですけども、それは最低でも5名は募集で増員しなければならないという状況でございますし、あわせて、先ほど言われまたように、ゼロ歳児等は5人に1人の保母さんがつかないかんとかというような状況がありますので、その枠に応じて、臨時あるいはパートという形で保育士さんの増員というのは、その都度考えていきたいということでございます。

35人の定数が多いのではなからうかと、小学校の先生が来られて言われたということですが、私どもが考えているのはそういうことじゃなくて、多いクラスの中で指導できる子供がおれば、同級生の子供を子供が指導していくという、そういう指導力を養う。あくまでも、1対35という割合で全て先生から学ばなければならないということじゃなくて、若干落ちついた行動が鈍い子供もあるし、さばけた子供もおります。さばけた子供にはさばけたことで先生が指導して、子供たちを引っ張っていくと。そういう教育が好ましいということでの定数を35という。若干、今の時代ではそぐわないかなと。小学校で40人学級でございますが、幼稚園では35にしたんですけども、それが30人が適当なのかということについては、これも、教育委員会の今後の課題として検討していただきたいというふうに思っております。

それから、若杉の森の遊具についてでございますけれども、当初計画では、あそこは総合運動公園という名称でつくったわけでございますが、途中で総合を取りまして、運動公園に一本化しようということでございますので、いわゆる幼児たちの遊具というのは極力控えて、スポーツを中心とした広場にしようという計画変更がなされております。

しかしながら、若干、滑り台とか、ぶら下がりロープとか、円形ジャンプとか、草スキーとか複合施設としては備えておりますけれども、もともと幼稚園の遊園という形での施設ではつくっておりませんので、そこには遊具が設置されてない。ちょうどつくるころ、遊具のことで、幼稚園等で事故がいろいろと発生しましたので、なかなか管理が行き届かないところでの事故等もあ

りまして、そりゃ設置者責任ということになりますので、遊具は極力控えておるといような状況です。

いずれにしても、これは、社会教育委員会あるいはスポーツ指導委員会等で御意見をいただいて検討をさせまして、教育委員会のほうで何らかの回答を求めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議員（5番 田原 重美） ありがとうございます。あの。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） 町長の答弁ありがとうございます。今後とも、須恵町の保育所・幼稚園に通う子供さんたちの、未来を担う須恵町の宝の人材を大きく育てるために、町のさらなる協力をよろしくお願いします。

これで終わります。

議長（三角 良人） 4番、今村桂子議員。

議員（9番 今村 桂子） おはようございます。9番、今村桂子でございます。

最近、急激に寒くなりまして、小雪がちらつく日が続いております。ノロウイルス等もはやっておりますし、風邪を引かれる方もたくさんいらっしゃいます。また、忘年会シーズンでもありますので、皆さん、体調に気をつけて、体調を整えて栄養、睡眠を十分とっていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、職員の勤務評価、採用はということで、一般質問をさせていただきます。

大阪では、府・市職員や学校職員の人事評価のやり方が議論となり、マスコミを騒がしました。現在条例での評価ルールの設定等の検討が進んでおります。

国家公務員法では、平成21年10月から人事評価が実施され、人事評価の基準、方法等に関する政令で5段階評価が義務づけられています。地方公務員においては、地方公務員法により勤務評価を行うことが法定化されていますが、須恵町の職員の勤務評価はどのように行われておりますか。また、その評価をどのように活用されておりますか。

行財政改革により、職員数の減少で新規採用も抑えられてきました。今後の退職者数と新規採用の見込みはどうなっておりますか。企業では、退職年齢または退職後、64歳、65歳まで働けるところが多くなってきております。須恵町では、条例等で60歳ということで規定をされております。

また、条例の中に再任用制度というのがありますが、まだ、活用はされておられません。退職者の能力、経験を生かすために退職者再任用制度の活用をどのように考えられておりますか。また、

新規採用の方法等についてどのようにお考えですか。現在どのように行われているか質問いたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） この時期になりますと、何かこう風邪引いたかなんかしりませんが、いつも毎年この議会では喉を痛めているようでございます、今の御質問でございますが、職員の勤務評価というのはしなければならぬという人事院のほうで、総務省のほうでの指導が入っておるわけでございますが、先ほど、大阪の例を出していただいたんですが、大阪を批判するわけじゃないんですけども、大阪とこの辺とはもう全然別物でございまして、大阪は公務員天国でございます。橋下、今、市長ですけども、知事時代に改革をされた、改革をされたと言われますけども、それでも、まだ私どもから見れば大阪は甘いという現実でございます。

特に、何がかとすると、水の問題、それからごみの問題、これは府もやっておるわけです。福岡県ではやっていないわけです。これは、基礎自治体の仕事だということです。横山ノックさんが、府知事時代にそれをつくったわけで、埋め立てのところディズニーランドのような豪華な建物があります。行かれますと、すぐ目につくわけですけども、長澤議員笑ってありますが、視察に行ったときに一緒に見ましたけど、そういうその府で行政をそれをやっておるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、本来は基礎自治体。市町村の業務であるわけです。同じようなことをやってる。

そのごみの視察に行ったわけでございますけれども、ずっと車が三、四十台、道にパッカー車が並んでおるわけございまして、これは何をしているのかなあとと思ひまして、その職員の人に尋ねましたら、これは委託ですか、府の職員ですかと。府の職員ですと。整然とパッカー車に3人並んで、三、四十台並んでいる。後ろまで行くのには1時間半ぐらいはかかると思ひます、十分。

そして、ごみのピットがあります。10カ所ぐらい穴があいている。パッカー車が来て、後ろにぽっと荷物を落としていくわけでございますけれども、その落としていくのに、赤ランプがポッポとつくんです。10ぐらいのピットがあるうちに、車は1台ないし2台しか入ってない。本来、これが委託業務でありますと、さあーと入って行ってさっとおろして、すぐ収集に向かうわけですけども、1時間半は要するに遊びの時間です。それをさっとしてやりますと、採用する人間が絞られるということになるわけです。

しかしながら、それは採用枠がありまして、いわゆる現業職という特別の採用枠があって、これはこういうところではあんまり申し上げられませんが、そういうルールのもとに採用してありますので、採用しなければならぬという条件下で、そういうサボタージュ的な仕事、それをランプによって事故が起こらないようにという整然とした形で行うということであるわけです。

職員の数においても、まだまだ削減される。福岡県に対して、大阪というのはまだまだ十分過ぎるほどの職員がいるわけです。橋下さんが、行政改革をやったと言われますけれども、まだまだ足りないという状況でございます。

本町についての、どういうふうな行政改革をやったかということですが、平成の18年に行政改革集中プランというのをつくらせていただきました。これは、22年度に合併しようということでスリム化して、そして合併しなければならないということでおとっていった経緯があるわけですが、その当時、17課行政課がありました。17人の課長がおったわけですが、それを徐々に減らしていきまして、21年の4月1日から10課と1局ですから、11課に減らしました。6課を減らしたわけでございます。職員数にいたしましても、17年度末で職員数181名でございましたが、24年の3月末で141人になりました。そして、25年の採用で3人が辞退を申し入れられまして、5人の退職者が出ましたので、現在では139名という職員数、180人のうちの約42名職員を減らしたということです。

こうしなければ、22年合併あるいは集中プランの中で財政の見通しを立てたときに、どうも赤字再建団体に陥るといふ、あるいは基金がゼロになっていくという状況下にあったわけですので、思い切った改革がなされたわけです。それも、リストラをすることじゃなくて、我々団塊の世代が退職時を迎えまして、その退職に対しまして採用を控えていったと、ゼロにはしておりませんが、採用を控えていった42名の職員の定数を削減したという結果というふうに思っております。

それで、いわゆる人事評価をしなければならぬのではないかということですが、先ほど言いましたように、大阪ではそういう状況ですから人事評価をしなければ回っていかないという状況も一つあります。全国で1,094団体が人事評価をしておるところでございまして、全体の60.9%が人事評価表をつくっておるということで、先に申し上げておきます。

都道府県あるいは政令市については、100%人事評価をなされておるということでございます。一般市が72.4%、町になりますと49.3%、村になりますと30.4%です。だんだんと小さな組織になるほど、そういった評価をする自治体が減ってくるということです。

それは、本来、評価というのは評価表をつくりまして、そして評価して本人に渡して、本人が納得するかしんないかの話なんです。だから、本人がそれを納得しないと人事評価した意味がないわけです。

というのは、行政能力効率を上げさせろうということで、職員の士気を高めるために人事評価をするわけですから、これをできるやつ、できないやつということで選別したり、色分けすることではないわけでございます。やらない人がやる意欲を起こさせるために人事評価を催すわけで、それが強いては住民サービスになってくるということになるわけです。しかしながら、人事評価

をしたからといって人事にかかわる経費、人件費というのは変わらないということですから、それによって人件費を下げようということではないわけです。

公務員の場合に、一回一回、一年一年の人事評価によって給料があるいはボーナスが上がり下がりますということは、その職員の士気を高めることになるのかという問題もはらんでくるわけでございます。だから、大きな団体になりますと、それは目が届かない部分もありますし、職員については部課長が、部課長については副市長なり市長が評価していくというような状況になってくるわけございまして、その評価の視点も総合的な5段階評価の中でこうこうこうと書いてありますが、人間というのは、やっぱり好き嫌いがあつたりいろいろしますし、その評価された側が評価した人をよく思ってなければ、それは間違った評価だということになりますと、その人の士気は落ちるわけでございます。

本町においては、それをうまく職員間で何といいますが、相補完し合って、そういったあつれきとか牽制とかコミュニケーションの欠度、欠如とかいったことがないようにみんなで思い合って、忙しいときにはほかの部署の人がそれを加勢するというシステムができておりますし、私は職員がうまく働いておると。

4 2人の人間が削減になりました。副町長に時間外はどのようになっていますかと言いますと、時間外が200万円ほど減ったということです。人間が減って、時間外が減ることなんですよ。ていうのは、1人が1時間残業すれば、181時間になる。同じように1人1時間の残業すれば141時間になる、人員が下げとるから。そういったことでの残業ではなかったのかなと疑いたくなるような状況です。人間が減ると忙しくなって残業も多くなるんですけども、そうはならない。

というのは、やはり、一つはモラルといいますが、士気を高めるために職員に対して、あなたはこの町のために重要な仕事をしているという意識を起こさせる。このことが大事なんです。給料を高く払うからというには、一時的にはそれは効果は上がるかもわかりませんが、要は、その人たちが自治体において重要なポスト、重要な役割、重要な仕事をしておるかという意識づけをさせるということが、一番人事評価の大事なところだというふうに思っておるわけでございます。

だから、評価そのものが、制度そのものをつくることにエネルギーを注いで、実際は余り効果を示していないというのが、今の公務員の人事評価のところだというふうに私は思って、本町では採用はしないほうがいいんじゃないかということで、今、思っておるわけです。

糟屋地区内で、古賀市、新宮町、粕屋町、篠栗町、宇美町では実施されております。志免町、須恵町、久山町では実施がされておられません。その中で、機能しているのは古賀市。職員数がやっぱり300人近くおりますから、そこではうまく機能しておりますけれども、ほかの町ではそ

の評価制度はあっても、実際の評価が行われているということにはつながっていないと。というのは、評価した評価シートを個人に渡して、個人に納得させるという行為は行われていないと。あくまでも評価するなら、本人にそのことを理解させるということが一番大事なことであるわけです。それがなされてなければ、人事評価している意味がないと。

しかしながら、昇格あるいは異動等については、当然、課長たちあるいは特別職の人たちの日ごろのこの職員の評価を見て、この人が課長としての価値があると、あるいは、この人はこういった重要な作業、仕事をさせても大丈夫だと。得手不得手はあります。特に、現業的な仕事に向いている人、あるいは理数的に得意な人たちって言って、その人たちによって大体職場も、そういったところで異動がなされていくわけですが、そういうふうなこと。

それからもう一つ、再任用の話が出ましたが、再任用というのは志免町、宇美町では今採用されておりますが、それも特殊な課でございます。議会事務局長とかあるいは監査委員会室の室長だとか、やはり少数の課でその方がそのポストのまま再任用、給料だけは下がりますけど。そういう形での再任用はありますけども、通常十四、五人ある課の中で再任用すると、元部下の下にその元上司がつくと。お互いに仕事がしにくいというふうなことがあるわけでございます。

また、本町においては25年以上勤務した人にはその権利があるんですが、誰一人再任用を希望した方はおられません。採用してないということじゃなくて、希望がないからできていないということです。

ただ、例えば、社会福祉協議会の事務局長だとか、あるいは、今シルバーのほうに建っておりますが、そうしたときには、その方が向いてあるということであれば、その地位に行き行って働かないかという話はしてありますが、あくまでも本人の希望でございますので、再任用制度は条例としてありますので、権利としてはあるんですけど、申し出が今のところないというのが事実でございます。

しかしながら、今後考えていかなければならないのは、技術職の職員が育っていない。途中でやめていったり、いろいろあるんですけども、育っていないというのは、昔の職員の人には専門の学校を出てきたわけじゃないんですが、現場に行き行って測量をしてその野帳に書いてきたのをもとに、自分で図面を引いたりいろいろしよったんですが、今はほとんど委託に出してあるわけです。だから、測量に現場に行くわけでもないし、細かい内容、一つ一つの積み上げがわからないという状況で、ただ、向こうで図面もキャドで引きますし、向こうから持ってきたものを受けて、それで入札にかけるとかで、よくわからない。

税務にしても、今までは条例を読んでその条例に基づいていろいろと作業をしとったんですが、今、コンピューターでそのプログラムが来ますので、それにのっとった仕事をする。その法の解釈ないしその手順っていうのを飛ばして、次からいくわけです。だから、そういう細かいところ

の理解をしてる職員がだんだんと専門職と言われる人たちが少なくなってきた。

そうすると、この方たちがもう定年を迎えてあるわけです。この人たちの力は今から先もどうしても借りなければならない。東日本の大震災も、そういう人たちが欲しいということで東日本から要望がありましたけど、各市町村は絶対それは出せない、こっちも困っているという状況で、一回リタイアした人たちを採用したような形で送ってやるということで対応したわけですが、いままでも、そのころになりますと再任用制度を利用するのか、利用した場合もその課に置いとくのか。その課じゃなくて、スペシャリストだけを集めた、そういった技術部門の人たちを一つの集団としてするかということも考えなければ、その課で残って再任用といった場合は、じゃ、やめたという話になってくるわけで。我々としては、そういった専門職の人たちが欲しいということでございますので、これから、再任用制度についても徐々に出てくるのではなかろうかと。年金のカットの期間も長くなって来るわけでございますので、その間の収入を得るために、何らかの収入のあるところで働かなきゃならないということから考えると、そういったことになるのかなというふうに思っております。

全て答えたわけではないかも知れません。

議長（三角 良人） 新規採用。新規採用の方法。

町長（中嶋 裕史） 新規採用の方法については、ことしから総務課長のほうで、学力試験、一次試験は学科、学力試験だけを、知識の部分だけをとると。そして、ある程度の合格ライン、今回、30名ほどぐらいとったんです。

そして、その後、我々職員とのコミュニケーション能力を見つけようということで、職員に受験者とのコミュニケーションをさせました。そのときには、一次の採点はもう学力がそれだけあるということで、以前は80何点とったら、80何点がずーっとついてきますから、知的に優秀である人たちが常に採用されてきたということです。

これをもう、一回ゼロにすると。そして、二次、三次で評価をすると。一次はみんな合格だということで、同じ共通の点数をあげるということでやりました。

消防組合の組合長も今しておりますけども、消防も同じスタイルをとらせていただきました。非常に、優秀な活発な二次採用の人たちが出てまいりました。

以上でございます。

議員（9番 今村 桂子） 今後の見込み、職員、新規採用の見込み。

町長（中嶋 裕史） 採用の、本年度は7名採用します。昨年3人が逃げましたので、今度、4人退職しますので、去年の3人とことしの退職の見込みで7名ということでございます。

181というところまで持っていく気はありませんが、150ぐらいが一番本町の事務の範囲からして望ましい。それには、今若干少ないというのはもう事実わかっておりますけれども、そ

ういったことで職員も理解していただいて、今、頑張っていたでいるという状況でございます。

失礼しました。一般職が7名採用で、幼稚園職が2名採用ですので、9名ということになります。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） ただいま、いろいろ説明をいただきましたけれども、まずは、再任用制度ですけれども、技術職というのが非常に少ないということで、今後また、技術の伝達というか、そういうものも行わないといけないということで、ぜひ専門職に関しましては、今後も再任用制度を活用していただければなと思いますし、保育士とか幼稚園教諭に関しましては、今、非常に少ないということで、できればその部分でもそういう制度が活用できればなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、新規採用につきまして、学力試験を行った後に、そういうコミュニケーション能力というのを試されるということで、非常に、ちょっといいなあというふうに思いました。というのが、前回だったと思っておりますけど、松山議員が挨拶ができない職員がいるということで、そういう職員はちゃんとした挨拶ができるような方を採用してほしいなというような話もあったと思うんです。

そういう中で、二次試験にコミュニケーションを取り入れられるというのは、非常にこれはいい形じゃなからうかと思っておりますと同時に、私のほうからお尋ねをしたいのは、雇用の形式なんですけれども、現在も雇用されたらずーとそれが続くという状況で採用されてると思っております。半年の試用期間というのを設けたらいかがでしょうか。

というのが、採用してみないとわからないというところがあると思うんです。それで、ほとんどの企業というのは、今、半年採用で試用期間というのを設けて、それをやめさせることができるというふうな形態をとっております。

公務員に関しましては、入ったらもうその方がどういう方であろうと、ずっと終身雇用という形になりますので、やはり、その辺の検討が必要じゃなからうかと、今後思いますので、その辺をどのようにお考えであるかということが1点と。

それから、採用される職員に関しましては、なるべく須恵町に住んでいただきたいということを条件といたらおかしいんですけど、親元から通われる方もいるので、それは非常に難しいんですけど、結婚してどこかに住まれるとか、ひとり暮らしをされる、また家を建てられるというときには、ぜひ須恵町に住むということをお願いしたいと。

それは、もちろん須恵の方の税金というのもありますけれども、地元で住んでみて子供を育ててみて、その中で本当に須恵町のよさ、そして、どこが不足しているかということを感じていただいて、それを町政に活かしていただきたいという思いがあります。

ぜひ、その辺を検討していただきたいというのと、災害に対しまして、例えば水害等ありましたら、すぐに駆けつけて対策本部等つくって職員は動かないといけません。そういうときに、遠いところから来られたのでは間に合わないし、来れないという事態もあるわけです。その辺のことをどのように町長はお考えかということが2点です。

それから、人事の件ですけれども、これは、もちろん私のほうは、皆さん頑張ってもらってというのは、非常にわかっております。時間外も減ったということで、頑張ってもらってというのはわかるんですけれども、町民の方、一般の方は不景気になると公務員はいいなど。座っていてお茶を飲んでいても、給料は上がっていく。やめさせられない。そういうことをやっぱり言われる。これは、世相ですので仕方がありません。そういうとき、この人事評価というのはどういうことかと言うと、やっぱり町民への説明責任を果たすという意味も一つは入っているんですね。

人事評価の目的というのは、先ほど町長が言われたことがありますけれども、上司が部下の仕事ぶり、能力とか、行動とかを仕事の評価を結果を出して、すぐれている点を認識してさらに仕事に活用する。また、劣っている点やいけない点は指導して、よい仕事をするように仕向けていくために行うべきものです。これは、管理監督者が当然行うべきことであります。

したがって、人事評価の目的というのは、人材育成と能力の活用によって、役所の成果や仕事の効率を上げるために人事評価を行い、社会への説明責任を果たすということなんです。だから、ぜひ、これは行っていただきたい。それと、非常に企業では成果を上げるということで、目に見えて評価ができるんですけれども、役場とか住民サービスということで、非常に評価は難しいと思います。しかし、どのような仕事でも、その目的、目標、実現施策や作業があります。公務員の仕事でも、正確さ、スピード、町民への貢献度などが定義できなくてはいけないと思います。また、遂行能力、変化への対応力、周囲の関連部局との協働と人間関係の上手さ、人を使う上手さ、組織管理能力など幾らでも評価基準はあるはずなんです。こういうことをその基準に対して、評価が行われるのは当たり前です。普通の世界では。

それと、地方公務員法第40条、任命者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない、とあります。そして、第2には、人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案、その他勤務成績の評定に応じ、必要な事項について任命者に勧告をすることができるというふうに、これは規定されているわけです。

つくってないのは、3町ほどございました、糟屋の近隣では。しかし、こういうふうに公務員法で規定されているということは、やはりつくっていただきたいなというふうに思います。確かにつくる基準というのは非常に大変であるということはおわかりますけれども、福岡県のほうでJK式人事評価制度に基づく公正評価を行うという書式がフロッピー的になって、それを活用する

ところが非常に多いということで、ぜひそういうものを活用すれば、これは福岡県市町村振興協会が出してある、こういうものを活用すれば、つくる手間は省けますし、ほとんどのところがこれは職員の評価が給料等にはね返るとかじゃなくて、その方が一番いい位置にどうやったら着けるかとか、そういう形の評価になっておりますので、ぜひそういうものも活用していただければ、スムーズな活用ができるんじゃないかと思っておりますので、その辺の人事評価を今後するのかどうかということもまた1点お尋ねをいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） まず、試験的採用をしたらどうか。これは地方公務員法の中できちんとたわれておりまして、条件つき任用という制度があります。そのときに悪かったからやめさせた場合、裁判すると負けます。やめさせた側が負けます。

私どもも三、四十年前に採用になったんですが、その当時は条件つき任用で採用されております。だから、身分が主事とかそういう役職じゃなくて、主事補とかいう役職じゃなくてその下の役職で、正規公務員ではありませんという形がありました。それが半年ぐらいありまして、正式の主事という主事補という、採用、任用になるわけですけれども、確かに公務員法の中には条件つき任用というのがあります。

特に、今の管理職の人たちは、ほとんどそういうことで採用されてきたんだと思いますが、そのことによって、勤務成績が明らかに悪ければ勝つんでしょけれど、通常の状態でちょっと挨拶もし切らんぐらいというような話になったときには、それでやめさせると言うと、裁判では負けた例がたくさんありまして、今、名ばかりの条例というようなことになっております。採用を一旦かければ、もうそれはやめさせられないという、個人の権利のほうが強いという状況でございます。

それから、地元の採用、私も同じような意見でございまして、地元とかあるいはスポーツとか、そういうのは、やっとなら加点していいんじゃないかというようなことではございますが、例えば、試験採用に運動能力の試験をさせようとする、それは評価の中に入れてはいけませんということになるわけではございますので、それも非常に難しいと。

そうすると、その基準にないところをいくとコネ採用だとかなんとかという、その限度を超えますとそういう問題になってくる。

たまたま、今回7名のうち6名が町内の方が優秀でありまして、町内の方が採用され、1名が町外ということでございますけれども、先ほど言われたように本当に、いわゆる危機的、何ていいますか、緊急事態等においてはやっぱり町民の方が非常に役に立つし、そういう状況がありますが、ただ本町においては町外から来られた方もそれぞれの分団に入っていて、そういう活動もしていただいておりますので、本町に限って、今のところそういう問題は起こっておりま

せんが、明らかに通勤1時間かけて来ている子もおるわけでございますので、何らかの形でこちらのほうにというのがあるんですが、そういう人たちも、もともと須恵におったお父さんが向こうに行って、そこで須恵町のあれを受けなさいということで、受けに来とうような状況があったりしておりますし、以前は京都から受けに来て、ホームシックになってやめて帰った1年ぐらいで辞めた者もおりますが、そういうことも含めて、やはり地元を採用したいというのは私も同感でございます。

それから、公務員は非常に、こういう不景気のときはいいねえという話がありますが、あまりよくありません。今は給料も下がっておりますし、退職金も下がっております、今もちょっと話題になっておりますが、来年の2月ぐらいに退職金の削減の法案が通るんじゃないかという、そうするとそれが、災害を限定としてですので二、三年に限って、そうすると二、三年で今ちょうど管理職の人がやめていく人が多いですがその間、400万円退職金が下げられるというような話も出ておって、そげなばかな話はないよということで、私どもは思っておりますが、なかなかいいばかりじゃないんですけども。

もっと皆さんたちの先輩で議員さんがおられて、共産党の党員の議員さん、あなたたちの給料下げたらいかんばいといつも言われておりました。というのは、なぜかと言うと、あなたたちの給料が地方の職場の人たちの給料を底支えしていると。あなたたちが下がったら、地方の給料も下がってしまうという。だからデフレに入っていくんだよと。

一理はあると思いますが、ただ問題は、ぬくいところでぬくぬくと楽な仕事をしようように見られるというのは心外であるわけですけども、やはりそれは住民の目ですから、そういう目に、役場の人は一生懸命頑張っているなという姿を見せない。それは、公務員が高い給料だけもらってっていうのはおかしい話でございますが、ただ私どもが入りましたときは、私民間から来たんですけど民間2万7,000円もらっていましたが、役場の人は1万7,000円でした。その差額が給与改定でどんどんと改定していただいて、いつのまにかやはり地方では、役場の職員が給料が高いという状況にまでなってきたおったということが言えるというふうに思っております。それと.....

議長（三角 良人） 人事評価は。

町長（中嶋 裕史） 人事評価は、先ほども言いましたように、確かに住民サービスとかいった面からすると、評価の視点は大切です。評価は全然やっていないかということ、やってないという理由は、本人に知らしめてないからやっていないということですが、それなりの人事評価はやっておるわけでございます。それを給料にはね返らせるということもしておりません。で、やってないということですが、よその町も人事評価表をつくっておりますが、そのシフトに書いただけで本人には絶対納得させてないと、私はそういうふうに思うわけで、本人が納得することが人事

評価の一番の問題点でございますので、その評価をして納得しないということであれば、それは争いの問題にもなってきますので、その辺が非常に難しいところで、私は当面、本町の職員については、お互いに相補完し合いながら頑張っております。

特に、今度の日曜日、選挙等もありますが、うちの職員はやはりみんなが出て、一生懸命そういうふうなことでやってくれたりもしますし、いろんなイベント、前回もありました駅伝のイベントとかそういったときもボランティアで、無給で働いていただいていると。そういった状況、ボランティア残業とかボランティアで勤務しておるということを加味すると、私は今の時点での評価というのは、余り職員の士気を高めるためにはならないのではないかとということで、採用を見送らしていただいているということでございます。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 先ほどの、半年の試用期間は条例にはあるけれども、結局使っていないと、使えないというような内容でしたら、条例は削るべきだろうと。

町長（中嶋 裕史） 条例じゃない、法令。

議員（9番 今村 桂子） 法令ですね。そういう内容であれば、そしたら臨時採用という形はとれないんですか。半年ないし、1年臨時採用して本採用に移すという形は検討できないものなのか。

そしたら例えば、切ったと言ったらおかしな、そういうような職員はほとんど採用はされないとは思いますが、それであれば問題はないのかなということも、ちょっと検討はどのように考えられますでしょうかということを1点です。

それと、先ほどありましたけれども、地元の新採用をとるという意味じゃ、もちろんそれは、地元をとっていただけるのは一番ありがたいと思いますけれども、地元以外の方ももちろん門戸は広げていただいて、最終的に地元に住んでいただけるということも考えていただきたいなど。条件っていったらおかしいな、条件はちょっと難しいと思いますけど、採用の際にできるだけそういうことをお願いができればなというふうに思います。

それと、先ほど評価、人事評価のことで「言われて士気を逆に下げてしまう」というふうに言われてましたけれども、業務内容を評価するのは、もちろん仕事のできる人、できない人という区分けをするものではないということです。向いている仕事、向いていない仕事を区分けする意味でも、やっぱり相対評価というものは必要じゃないだろうかと思いますし、本人にも、例えば挨拶ができない方であれば、しっかり挨拶せんといかんよとか、そういうふうなのを、ここ、ちょっとスピード、もうちょっと住民に優しく対応しなさいとか、劣っている点とかいけない点をやっぱり指導するというのは、管理者の責任でありますし、その方が気づいていないこともあるので、それは言っていただかないといけないと思います。

最近、イノベーションという言葉をよく使いますが、競争のない世界で絶対イノベーションは起きにくいということです。ここ、公務員ってというのはイノベーションがない、起きにくい現場なんです、競争がないということは。だから、発想能力もできればそういう競争の意識のないところじゃなくて、ある程度の競争意識というんですか、そういうのもやっぱりあって、いろんな発想を若い人たちから取り入れて、頑張ろうという意欲を引き出していただくのも、一つの手じゃないだろうかということも思います。

今後、いろんな形で検討していただいて、町民、私はもちろん頑張っているとはわかるけど、町民にも目に見える形で、頑張ってますよーっていうところも評価を、こういう評価をしてみんなで意識を上げて、何とか町民の生活に貢献してるというところを見せたいなと。

悔しい思いもあると思うんです、そういうふうに不景気になると言われるというのは。だから、そういうのも目に見える形でまた町民に発揮できるように、そういう評価も行って、ほかの町も行っているというところがほとんどですので、行っていただければなと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 当面臨時でということですが、臨時と職員の職務内容はもう完全に違うわけで、臨時ってというのは言われたことだけをやっておけばいいということで、半年ぐらいではその人の能力を見るっていうのは難しいわけで、それから、だんだん係長になって、課長補佐になり課長になっていくという段階で、非常に人間の差が出てくるわけです。

係長としては十分だけでも、課長としての能力には欠けるかなというようなことも起こるわけで、じゃあ何が課長になれるのかなって、仕事が上手に、仕事が早くできる、そういうことだけではないわけで、責任能力とかあるいは人を動かす能力とか、そこにたけた人たちもおるわけで、じゃあこの人が課長になればその課はもう安心だと、心配要らないというような状況で、今本町においては、すべて心配要らない課ばかりです。ございますけれども。

過去においては、心配する課がありまして、職員としての事務能力は素晴らしいんですけども、なかなか管理能力としては弱い。外部からの圧力に屈して自分が逃げようとするということで部下の信用、信頼がとれないということで、課がばらばらになっていくというような状況も過去にはあったわけです。

それから、地元に住むっていうのもなかなか難しいわけで、長男であったりするとなかなか難しい。それかといって、大体郡内からおります。

ここで住んどって、宇美町なんか最たるものですが、宇美町で採用になって宇美町に住みたくない、須恵町ってというのは、宇美の職員は須恵町に物すごく住んでますよね。本町は、逆に篠栗だとか宇美だとかに住んでる職員もおって、今おっしゃるように、本当に我々のころは地元おって、地元のために24時間体制で頑張るよというのが、役場の職員であったわけですが、今

は違います。

8時半から5時までが役場の職員であるという感覚。それはうちの役場に限ったことじゃなくて、全てのところじゃないかなと。ただ、うちの役場の職員はそういう感覚が、ほかのところよりもまだいいと。だから評価をしなくても、全然しないわけじゃない、評価してますけれども、個人に納得させるところまでは人事評価ができていないということでございます。

それとやはり、職員が少ない、町の町民であれば、なおさら評価がしにくいという状況が起ってくるわけです。それを乗り越えて、おっしゃるようにきちんとした評価をするというのは、当然のことというふうには理解いたしておりますが、非常に規模が小さくなると、なればなるほどやりにくいという、やりづらさは当然あります。

議員（9番 今村 桂子） 非常にいろんな御意見を伺いました。人事評価については非常に厳しい面もあるとは思いますが、皆さんさまざまな能力を持っていらっしゃると思います。その能力を一番活用できるところで、花開かせてあげるのもまた人事評価のいい点ではなからうかと思っておりますので、今後の検討、それから、新規採用につきましてはどのような形か、いい点で地元に貢献できるような、新規採用のやり方も考えていただきたいと思っております。

再任用制度につきましても、技術職に関しましては今後の採用を期待しております。以上でございます。

議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時01分休憩

午前10時10分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、原野 敏彦議員。

議員（14番 原野 敏彦） 14番、原野敏彦でございます。一般質問に入る前に、私ごとですけれども前回の9月議会、私の健康管理の悪さのために9月議会を欠席させていただきました。行政執行部の方々、議員の皆さんにおかれましては、大変御迷惑をおかけいたしました。時節柄ですけれども、行政職員の方々とは、体には十分お気をつけられまして、新しい新年を迎えていただきたいと思います。思っております。

それでは、早速ですけれども一般質問に入らせていただきます。

本議会の初日でございますけれども、町長報告で志免・須恵線の経過報告がございました。私もこの須恵・志免線の開通に向けてのまちづくりということで通告をいたしておりました。若干、議員の皆様にはダブるところもあると思いますけれども、きょうは傍聴者の方も見えてございますので、今から県道志免・須恵線が開通することにおいて須恵町がどのように変わっていくのか、その方向性そういうものを町長にお尋ねをしたいなという思いで一般質問をさせていただきます。

須恵町のまちづくりは10年前から第5次の方向性を示しているわけでございますけれども、これは、町民と行政がともに手を携えてまちづくりを進めていく、協働のまちづくりを基本理念とし、町民が夢を持ち、絆を大切に、住んでよかったと思える須恵町を築いていくためのものでございます。

そこで、この志免・須恵線の開通に向けて町長に一般質問するわけでございますけれども、報告の中で、開通する時期等々のお話もございました。今、パンフレットでスマートインターチェンジの近辺の、こういうふうなパンフレットがあるんですけれども、この辺が若干一変しそうになっております。というのも、起点にトヨタの自動車があるわけでございますけれども、トヨタの自動車工場がもう移転を始めております。それが須恵・志免線のところに、もう今、建築もされておりますし、もうすぐ移転が始まるものと思われま。

そこで、この県道須恵・志免線、この周囲に企業が来るのか、どういうふうな思いをよせてまちづくりを考えていらっしゃるのか、その点を1点お聞きいたします。

それと、この開通する上において、多分スマートチェンジ資料にもあるかと思いますが、1日5,000台以上が利用されて、一番多い時には7,000台、8,000台というような交通量でございます。開通する上においてはこれがふえる可能性もございますし、周辺道路におかれましても混雑するのか逆に緩和するのか、そういうふうな観点から見ますと、町の発展にはどうなのかという問題点もございます。

それから、この、まちづくりということで質問いたしますものですから、この地域、今はJAの斎場と高速道路の間に4,500万円の予算をかけて、原中地区でよかったんですかね、旅石の、こちらにポケットパークもできておりますし、昨年10月から11月にかけて、まちづくり課が主体になりまして近辺の行政区の御意見を聞いていただきました。

その中で、西区の行政区の方々の思いの一端を紹介させていただきます。

旅石地区においてはスマートインターチェンジ付近の事故が多い。特にカルバートから印刷団地に向けて道路が真っ暗で事故が多い。そういうふうな意見から、買い物難民をどう支えていくか、これは2万5,000人と書いてありますけど、きょう町長報告がございましたように、多

分もう2万7,000人になるのではないのかなと思うわけでございますけれども、これ、旅石の方ですけれども、この町の人はどこで買い物をしているのかというような御指摘もいただいております。

ことしの11月にはトレードマートというスーパーができましたし、須恵町においても何とか活気づいてきたのではないのかなという思いもいたしております。

これは旭ヶ丘区の住民の方でございますけれども、行政区の再編も考えてもらいたい、行政区組合、行政区の合併が先ではないのかという意見もございました。

これが西原地区の住民の方の御意見でございますけれども、今度トヨタの跡地に道ができる予定になっている。もう、今現在工事やっておりますけれども、その隣接地に大規模でなくてもいいから店ができないのか、衣類品まで期待はしていないが町としても誘致するような努力をしてほしい、そして、町の商店が集まりイベントを開催し、道の駅とまではいかないけれども、人を集めるようなそういうふうな事業を考えてほしい、それがまちづくりにつながるのではないだろうかというような、西区の方々のこういうような要望といたしますか、こういうふうなまちづくりにしてほしいなという切実なる意見がございます。

私も、議員になりまして、中央地区の発展のため、商業施設を中央役場近辺に持って行って須恵の活性化をお願いしたいなというふうに思っていましたけれども、御承知のとおり、ハイパーマートの撤退等々で今はワンダーランドでパチンコ店ができたり、そういうふうなことで、本当にそれが活性化になっているのかという思いもしております。

そこで、今、県道志免～須恵線が開通はいつなのかということ聞いておりますけど、多分、若干おくれるので、来年の夏ごろには開通するんだらうと思いますけれども、須恵町において、いいチャンスじゃないかというふうに考えております。そういうふうな意味では、須恵町が2万7,000人という10年前くらいに掲げておりました目標数には、5年前倒して人口もふえております。

これはやっぱり、須恵町スマートインターチェンジがあり産業が発達するのではないかという思いで、住民の方々の転入がふえているのではないかというふうにも考えておりますし、西区においてではございますけれども、人口の減少はそれでもとまりません。

先ほど町長報告でございました第2小学校地域は、やっぱり児童数がふえていて、小学校の建設をふやさなければいけない、第3小学校校区においては空き教室があるといいますが、これも、私、一般質問させていただきましたけれども、学校単位の校区の編成も考えていただかねばいけないのか、こういうふうな施設ができますと、人口もふえますので、ぜひとも、そういう点の校区の編成も、通告とはちょっと違いますけれども、考えをいただきながら、町長のこの地域におけるまちづくりの考え方の一端を述べていただきたいと、このように考える次第でございます。

よろしく願いをいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） スマートインターまでの連結道路の両脇をどのように開発するかという御質問というふうに解釈しておりますが、先ほどの質問の中で開通はいつですかということですが、若干おくれまして、これは冒頭の議会諸報告でも申し上げましたように25年の7月に全て工事が完了して開通するというところでございます。

開通した場合の交通量の見通しはということでございますが、当初計画では6,100台くらいを見越しておりましたけれども、もう既にその程度は通っておりますので、若干これより交通量は増加するというふうに思っております。

スマートインターをつくったときは二、三百台でございましたけれども、それだけ利用がふえているということでございます。九州で最初にできたスマートインターでありますし、非常に全国的にも、利用度におきましては全国2位の利用台数ということでございます。

信号機の設置につきましては2カ所に新規設置をするということでございます。1カ所は、井尻線のいわゆるJAのやすらぎのところとの交差点、そこに1機、それからもう1機は、町道柴原・飛越線ということで真ん中にちょうどありますが、旅石から旭ヶ丘に上がっていく、そこに1機をつけるということでございます。

それから増設として、今三叉路になっておりますけれどもそれが四叉路になるということからの増設があるということでございます。

周辺をどのようにかを考えておるかということでございますが、そこにダイエーが進出してきただけには、町を挙げて反対運動が起こったような状況でございまして、いろいろと動きがあるのには、賛成と、あるいは反対という声が上がってくるわけでございます。

しかしながら、私としては、何のためにするのかと、誰のためにするのかということを基本に据えて考えておまして、先ほど言われましたように高齢化していった買い物難民の人たちがふえてきているということで、大きなスーパーとかは、要らない、日用品的な物が若干買えるのが、いわゆる歩いて行って買える距離に欲しいというのがあるわけでございまして、これも議員仰せのとおり、中学校の下にトレードマートを誘致したわけでございますが、そのスーパーについてもいわゆる都市計画法でいう農用地そういうもの、あるいは市街化区域ですか、それを撤去しなければならないという難問があったんですけれども、それを職権で外してそしてそこに進出してこられるような条件を付して進出をさせたということで、いわゆる第1小学校校区の人たちの買い物が近くでできるということでございます。

志免・須恵線連結道路の両端をどのようにするかということですが、インターの横に今トヨタが移転をしてきます。トヨタの真ん中を今度の新しい道が通過いたしますので、今のトヨタが

2つに分かれるということから、トヨタはどこに行くかということでしたが、ぜひ須恵町の企業として残っていただきたいということで、地元の人たちに御協力をいただいて、そして、須恵町に残っていただいたということでございます。

今できております連結の道路1.1キロメートルにつきましては、下水道課のほうとも話して、水道下水道を舗装の時点で通すということを前倒しでやっていただいておりますので、いわゆる農振地域には入りますが、農用地としての除外は早くできるということから、あそこは農振地域でありますけれども農用地としての土地ではない、いわゆる黄色地、白地とありますけれども、白地の状態であります。

で、福岡市近郊に白地というところはもう須恵町か宇美町しかないわけございまして、みんな、企業の進出は志免町を飛び越して須恵に来なければできないと。農振農用地でありますとそれは公共事業以外には転用ができませんので、志免町でしようとしても大きな開発規模でなければ開発面積によって限定されておりますので、法のしがらみの中で開発ができないということですから、本町のほうまで来てる。それに合わせていわゆるスマートインターの近くである、それから、そこに志免・須恵線と同じ幅の道がつくということですから、非常に企業の進出としては今、目を向けているというところでございます。

で、トヨタの横に今、希望としては、いわゆるドラッグストアが1店舗、それから、トヨタが持っているところの跡地のほうに、やはりドラッグストアがまた1店舗、それは先にドラッグストアが進出して来るということを知りながら、もう1店舗来るということで、今のドラッグストアは、いわゆる食料品まで置いておりますので、買い物をする人たちにとっては非常に便利じゃなかろうかと。

それから、事業所としては1種住宅地域といいますが、専用じゃなくて1種住宅地域である地域であっても事業所等については可能でありますので、トヨタの反対側を町が買ってありました。そこに企業の進出の予定も聞いております。非常に、今、この都市圏で注目の場所というのは、あのスマートインターの両端であるわけです。

私は、希望としては高速道路側は企業に進出して来てほしいと、それから、住宅側については住宅と思っておりましたけれども、あそこに印刷団地あるいはナカバヤシが、あそこに企業も来ておりますし、どうもやはり、住宅としてじゃなくて企業が、やはりそこに目をつけておるといふ状況ではなかろうかというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、その後まだ旅石周辺に農地があるわけですが、本当に旅石の方々には、連結道路あるいはれいんぼー幼稚園で本当に多大な御迷惑、御協力をいただいて感謝しているわけですが、そのことによって農地が減っていく可能性というのは十分うかがえるわけですが、両端については農用地から外しておりますので、そういった進出は即可能かと思いま

すが、その後は農振農用地としておりますので、守られることにはなろうかと思いますが、大きな企業が来ると、もうそれは一変するというところでございます。

本当に旅石両側はさま変わりをしていくんじゃないかというふうに思っておるわけですが、言われましたように、人口のあれが小学校あたりが計画当初が1番多くて、だんだん減っていくというような予測はしておったんですけども、西側のほうはちょっと人口が伸び悩んでおりますので、住宅地として開発されれば一番いいかなと思っとったんですが、今、だから新しい道を境に第3小校区と第2小校区と分かれておりますけれども、将来的には校区の再編成というのを考えなければならぬと。人口のバランスとして思っておるところでございます。

それからあわせて、行政区の再編もです。ただ、行政区の再編、その規模が小さくなればなるほど難しいんですよ、町村合併よりも行政区再編のほうが難しいといわれますが、いわゆるあるものを割るというのは非常に難しいです。

本町においては上須恵が大島原と南米里で分かれたというのは奇跡に近いと私は思っておるわけですが。積み合わせるとということになるとさほど問題はないんですが、分けるということになると利益関係がそれぞれのところに残ったりいろいろして、非常に難しい。特に氏神様の問題だとか、ちょっとした集会所の建設そういった問題とかそういうものもあって、非常に厳しい問題ですが、私は上須恵については当時の区長さんたちは相当努力されたんだろうというふうに、今、思っておるわけです。

分けるということになると本当に難しい、長礼区についてもあれだけ分散されておりますが、行政区としては小さい。それぞれにひっつけようというようなことを簡単に言うと、それはもう相当突き上げがくるということございまして、これとこれを合併させるちゅうのはある程度出来るんですけども、町村合併よりもやっぱり、実際自分が住んで利害が伴う小さな行政区の再編、それは物すごいエネルギーが要るということをお知らせしたい。しかしながらやっていかなければならないという時期が来てるんじゃないかというふうに思っております。

それから、道の駅の話が出ましたけれども、高速道路の1,000円的时候は、非常に僕は道の駅通いが好きで、いつも土・日、道の駅に行きよったんですが、1,000円ですから。その1,000円がなくなって、非常にもう道の駅も閑散としてきよりますし、それから、乱立し過ぎたと。それから、本町においても宇美、志免、須恵、粕屋にしてもそうと思いますが、産業というか農産物が中心になりますが、農産物がもうないというのが致命的な問題で、それをよそから買ってくるということになると、もう、同じことになってしまうわけで、やはりその特色を生かさなければ道の駅というのはなかなか難しいと。

それも、例えば杷木の道の駅なんかになると、秋口は非常にこう、夏から秋にかけてブドウから柿、梨になると非常に多いけども、それが終わるともう閑散としてですね、そうすると逆に宗

像あたりに行くと季節的なものじゃなくて海産物を持っておりますので、常に、まず地理的な条件とか位置的な問題とか、そういうものも若干考えていかなければ、それから、国道が我々のところにはないということが致命的な問題があるわけでございます。やはり国道沿いに、国交省の道の駅ですので、やはり交通量の多いところにどうしてもつくっていくという問題がありますので、糟屋郡においては道の駅ができないのはそういった理由じゃなかろうかというふうに思っております。農協のなのみあたりはよくそれでも頑張っているんじゃないかと、糟屋郡全体から集めていきますので、それはもうそういうふうにお守りしておりますのでございます。

以上、説明をさせていただいて、あとは再質問でお答えしたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。町民といたしましてはやっぱり希望が持てるのではなかろうかというふうにも考えます。以前も私、校区の編成に関して質問をさせていただきました。そのときも町長はやはり市町村合併よりか校区の合併といいますが、編成は本当に大変なんだということをおっしゃっていただきました。

まちづくりということで質問をさせていただいておりますので、そういうふうな意味では一つの区がどこかに偏る、寄っていただいて、そういうふうな校区単位で町も動いておりますので、そういうふうな意味では御検討をしていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この西地区が今から先発展することが須恵町の発展にもつながるのではなかろうかと私も考えておりますし、ポケットパークができたり、新原のごみ焼却場跡地の開発も町民に還元できるような施設ができるのか、いろいろ多方面にお願いをいたしまして、須恵町の活性化のために、町長の御努力、役場職員さんの御検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

町長（中嶋 裕史） ちょっとあの、一つ、答弁じゃなくてちょっと言い忘れていました。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 濟いませぬ、特に旅石地区の発展については地主の人たち、地権者の人たちがおっておりますので、地権者会というのをつくっていただいて、地権者のほうに、先に、例えば不動産業者からこういう話があったっていうのは町のほうに。町に来た分は地権者のほうに話して、その地権者会議の中でいろいろとこれから先のことを考えていこうということで、建設課のほうで窓口でやっていただいておりますので。そういうことを言い忘れていました。

議員（14番 原野 敏彦） そのようにしていただければ助かります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（三角 良人） 3番、松山力弥議員。

議員（3番 松山 力弥） 3番議員、松山力弥です。町長、初めに言いますけど商工会議員の3番目でございます、よろしくをお願いします。

質問する前に、きょうは非常に寒うございまして、私たち質問する側また答弁する側は非常に暑いんでございますけども、聞いている側は非常に寒いと思いますので、今回の議会に提出されま
す空調設備工事を早急に進めてもらいたいと思います。

では、質問に入ります。平成23年3月に制定された第5次須恵町総合計画、これは向こう10年間のまちづくりの指針として、職員と住民そして議員とが協力して制定したものです。須恵町のまちづくりの教科書であり、当然、この教科書に基づき、まちづくりを進めていかなければなりません。

その基本構想のまちづくりの基本理念の中に、こんな文章があるのを御存じでしょうか。「先人達が積み重ねてきた歴史や霊峰若杉山が育む緑豊かな自然は私たちの財産であり、その中で育まれてきた、人を思いやり、郷土を愛する須恵気質はこの町に今も脈々と流れています。この歴史・自然・風土すべては未来を担う子供たちへ伝承することが必要であると考えます。」と、また須恵町憲章には、1番に、自然を愛し、美しい環境をつくります。と、定められています。環境保全、美しい環境づくりが大きなテーマであることがわかります。私は、長崎県平戸市で育ち現在須恵町佐谷に住んでいます。海と山との違いはありますが、どちらも自然が豊かで、そこに住む人々はとても温かいことが、共通する2つの我がふるさとの自慢すべきところですよ。

この自然と人々の温かさは、総合計画にありますように未来を担う子供たちへ伝承していくこと、これは、町職員と私たち議員が重要事項として必ず実行していかなければならないことだと考えております。

しかし、私は、必ず実行しなければならないこのことに、その努力を怠っていないか危惧しております。その一つとして、今回お尋ねしたいのは町内に散乱しているごみ、空き缶のことです。

須恵町では平成5年に福岡都市圏内市町村の取り組みとして、須恵町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例を制定し、当時は街頭啓発等行い条例の実行に努められたとお聞きしています。

最近ではペットボトル、空き缶等のたくさんのポイ捨てが、道路沿いの田畑、側溝、駐車場等あらゆるところで見受けられます。条例の厳守はされず、今はその制定の存在すら周知されていないのではないかと思います。

また、須恵町飼い犬・猫の糞害等の防止に関する条例については、以前から条例の実行に努力していることはわかります。9月の広報に、「問われる飼い主マナーとモラル」と題して、また、犬の散歩道等に立て看板での糞害防止に関する意識の高揚の啓発に努められてはいますが、一向に改善されてないのではないのでしょうか。

条例には法令に特別の定めがあるものを除くほか、違反した者に対して、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の制定を設けることができるそうです。なかなか、罰金・過料まで取ることは難しいか知りませんが、関係機関、例えば警察当局との連携強化などの実務上の運用・改善を含め、条例の実効性の確保に努めていただきたいと思います。

美しい須恵町を子供たちに引き継いでいくためにも、また、美しい環境を維持していくことの大切さを伝えていくためにも、地道で継続的な努力は必要でないでしょうか。

町長の御意見、現在の取り組み及び今後の方針について、できるだけ説明をお願いします。

次に、一般質問のその後の成果について質問です。

1番目に、自然環境のことについて質問させていただきましたが、もう一つ、総合計画の文章の中には、人を思いやり郷土を愛する須恵気質の伝承、町民憲章の最後に、お互い手を取り合い、住みよいまちをつくります。私はこの言葉を念頭に、人と人とのつながり、コミュニケーションの重要性を、この1年間町長に質問してまいりました。

一つは職員のコミュニケーション能力について、特に基本となる挨拶ができてない職員のこと、また、住みよいまちづくりには欠かせない向こう3軒両隣を核とする組合、行政区内の人と人とのつながりの希薄化、その一つとして、組合加入率低下の問題、職員の挨拶については個の職員の問題だけではなく、研修や習慣的な行動を推進する教育的行為で改善は望めることです。実施されましたでしょうか。また、組合加入率の低下問題については、地域では各行政区、分館主事の会、校区単位での勉強会を実施し、誠意努力はされていますが。町は町のできる役割として、自主的に何か行動を起こされたのでしょうか。お尋ねします。くどいようですが、よろしく願います。

議長（三角 良人） 1問目について、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 2問目については、いろいろとその後の対応といたしますか、しておりますので、総務課長のほうから答えていただきますが、1問目について、自然環境を守られてるかという分について、私のほうからお答えをさせていただきたいということでございます。

いろいろと制度そのものは、つくったりいろいろしていくわけですが、要は人間の一人一人の道徳心とかそういったところに行きつくというふうに思います。

飲酒運転がこれだけ叫ばれて、これだけいろいろ言われておりますが、その取り締まる側の警察なんか飲酒運転して捕まるような時代にですね、一般の国民の人に私どもが幾ら教育とか、そういうことで罰金を与えとか何とかかんとか言っても、見つからなければよかるうというようなことでやっていく、そういう世の中になってきてですね、やはりこう、美しいところにはそういったものは捨てないとか、そういう感性も失われてきてるんじゃないかと。で、ダムの方

辺に県道があります。もう冷蔵庫だとかいろいろと捨て回っておったと。だから高い塀をして、捨てておりませんが、しかしながら、今度はペットボトルとか車の中のごみをばいばい捨てていくという状態で、こういったマナーとかモラルっていうのは、やはりもう、親がきちんとせんと、これは。学校の先生があるいは社会がって言ったって、もう、三つ子の魂百までもでございませぬけれども、その3歳までに、そういったしつけをきちんとさせるということが大事なことじゃなからうかと。人が見ていなければ何でもやってもいい、立小便でも何でもいいというようなことのでございますので、もう、そういったことは本当に小さい時に教育の段階で。その教育する側も教育がなされていないということで悪循環に陥ってるんじゃないかというふうに思っております。

本当に、そういう憂いちゅうのは私も同感でございますが、何とかしたいと思いますが、これは本当にこう、難しいという状況でございますが、しかしながら、徐々にでございますけれども、少しはよくなってきていると、本当に、建設課の環境のほうで看板を立てたり広報に載せたりいろいろしました。広報に載せたところで、先ほどの2番目の問題ともちょっと関連しますが、組合に加入してないから広報が届いてないわけですね。

そういう状況でありますので非常に大変なことで、路面看板にしても本年度21カ所、また、設置をしたりしてますけれども、犬の散歩を袋を持ってやる人が少しは増えてきました。入ってませんもんね。だから、こうしてぼんと捨てよっしゃっちなからうかというような状況で。本当に、マナーというのは日本人の美德であったんですけどもそのマナーが薄れてきているということで、これは根本的にやり直していかないかん。

政府のほうでも小淵総理がそのころまで教育によって国民を再生させると、それから安倍さんで若干教育再生計画等も言われたんですけども、その後の小泉さんから以降、教育ということが国の大きな柱でありながら何一つ言われなかったと。それは経済が優先でしょうが、経済問題とかそういったことばかり、あるいは原発だとかTPPだとか、そういう目先の何かこう細かいことばかり言うて、日本国民の教育とか日本国を成していくという本来の基本的な問題が問題化されてないということに、今の日本の政治の粗末さというか、そういうのが考えられるんじゃないかというふうに思っております。

TPPにしても反対あり賛成ありでそういう、ちょっと話が途切れますけど行きますけれども、それは、利害でしか皆ものを考えてないと、でも、総じて反対するならばですよ、TPPによって補償問題が起こってくるということを頭の中に入れとかないかん。例えば車を売ってしていくと、日本は軽自動車をつくっています。軽自動車のおかげでアメリカの車が売れんようになったということで、軽自動車つくる側に補償がくる、裁判でやられるわけで、そうすると、損害は与えた分の賠償金を払わないかん。そのためにTPPというのを結んで、要するにアメリカが

独占していこうという考えですから、言わなくてもわかってるんじゃないかならうかと思ひます、というふうな問題でございます。だから本当に何をやっても、もうこれは難しい、なおさら悪くなっていくんじゃないかならうかという。

いつも質問してください。いつもこうやって言いたいというふうな気持ちでございまして、本当にやっぱり教育の恐ろしさというか、まずさというか、それが今の世の中を生んでいるんじゃないかならうかというふうに思っております。答えにはならなかったと思ひますけども同じ気持ちだろというふうに思ってください、この辺で許して下さい、お願いいたします。

議長（三角 良人） 2問目について、今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。2問目の第1点でございますが、職員のコミュニケーション能力の向上の件でございますが、これは、昨年の12月のこの議会のときに松山議員から一般質問を受けたところで、オアシス運動に関連して、職員のコミュニケーション能力あるいは挨拶の件で御質問があったわけでございますが、その質問の最後に松山議員が、再度このような同じような質問をさせることがないように、町長を初め執行部の方の手腕に期待したいということでございましたが、また、こういう質問が出るということですね、大変遺憾に思っております。

前回の一般質問で議員の質問があった以降も、それ以前に増して私どもさまざまな機会を捉えまして、月1回の定例の課長会あるいは各課の課内会議におきまして、課長から職員に対して指導を促してきたところでございます。

それから、新たな取り組みと申しますか、先ほど今村議員のほうからの質問で町長が答弁を行いましたが、採用試験の件ですね。1次試験は学力検査、職場適応検査を行って、1次試験の合格者を30名出しました。それ以降は、これはもう1次試験は足切りに使うということで、2次試験以降は面接それから論文試験、そして、このたび初めて集団討論というものを採用しまして、30人を5人ずつのグループに分けて、一般職員5名を試験官に起用いたしまして、集団討論を初めて行わせていただきました。

この取り組みは、知識も当然のことですけれども、コミュニケーション能力や表現力、町民のために働きたいという意欲のある職員を採用するという方針に基づくものでございます。

そういうふうないろいろな指導を行ってまいったわけでございますが、その結果と申しますか効果と申しますか、現在のところ私が把握しとる範囲内でございますけど、町民の皆様からの苦情であるとかいうことは把握しておりません。

それから、目安箱でございますが、目安箱を毎週月曜日に回収をいたしておりますが、その目安箱の投書でも、職員の懇切丁寧なわかりやすい説明で本当にありがとうございましたというお礼の投書こそございましたが、職員が挨拶しないとか、態度が悪いとかいう投書は最近はござい

ません。

それでも議員が、挨拶をしないっていうやつがあるとすればですね、ただ一つ申し開きと申しますか、言いわけをさせていただいたら、現在、庁舎内には、職員と似通ったと申しますか、施設管理のメンテナンスをしている作業員とか、あるいは、電算業務を始めまして委託業務を外注しておりますが、その委託会社の外部の社員が室内におきまして職員と机を並べて業務を行うということも多々あるわけでございますが、もしかして、私の一縷の望みとして、そういう社員じゃなかろうかという望みを持っておりますが、それでも確かにその課の誰かという職員であるという特定をされればそれは申しわけないことでございますし、今後とも指導させていただきたいと思っております。そういうことでこの質問が2度と出ないように。

それから、2点目であります。組合加入率低下に対する町のできる事、町の役割ということですが、これはことしの6月議会で松山議員から御質問いただいたところでございます。行政区の区長さんから、以前から強い要望がございまして組合あるいは区に居住している方々の情報がほしいということで、昔、世帯名簿と申しますか家族名簿というものが各組合に備えてあったわけでございますけど、現在の個人情報保護条例の関係とかいうプライバシーの問題ということで、そういうことがお教えすることができないということでございますが、議員の質問以降、内部で協議を行いました結果、このたび、10月からでございますが、世帯全員で転入されて来られる方、全部転入と申しますか、それから、世帯全員で行政区を越えて転居される方、全部転居と申すんですかね、これらの手続に来られた方に対しまして、転入の事実あるいは世帯の情報を区長さんに伝えてよろしいかという同意をとることといたしました。その同意がとれたものにつきましては、区長さんのほうにお知らせするというにしました。10月11月の2カ月でございますが、そういう転入の届け出が約186件のうちに同意をとれて区長さんにお知らせをしたのが82件。186件のうち82件でございますので、45%の同意率と申しますか、そういうことでございます。始めましてまだ2カ月でございますので、効果はいかばかりかと存じませんが、今後とも組合加入促進の一助になればと思っております。

私からは以上であります。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 熱いうちに、2問目のほうから先にちょっと御質問いたします。

総務課長、立派な御答弁ありがとうございました。遺憾というのは私も遺憾でございまして、再度質問されないようにって言ったのはですね、私その質問じゃございません、確認のためのごとでございまして、今、先ほど御答弁された、職員さんがいないとこれは町民が判断するでございまして、今、30人でそういう討論をしていると、また挨拶もできているとなれば、私は成果だったと思っております、幾らかでもです。

民間の話をするるとまた民間かと言いますけれども、朝「おはようございます」必ず各課の前で挨拶する会社もあります。私たち建築会社も朝ラジオ体操して朝礼を行ったら、「きょうも一日御安全に」、その前に一応「おはようございます」と挨拶します。この挨拶の一つでやっぱり仕事がですね、先ほど前の質問の中にもありましたけども、挨拶で人間変わるんですね。

だから、今後とも実績はともあれ、これは続けていってもらいたいと私は希望します。後は役職員の皆さんの仲間で続けていただければいいと思います。やっぱ人間三度三度飯は食べるんですから、そこら辺も挨拶も、だけとは言いませんけども、そんなふうにしていただけたらいいかなと思っております。

それと、組合加入率の件でございますけれども、今までなかったことで、今、先ほど答弁いただきましたけれども、186のうちの82件に了解がとれたということ、これも区長さんたちは非常に喜んでおります。ちょっとだけ電話できる道筋ができたということで喜んでおります。

また、私たち第一小学校区すこやかコミュニティーでも、私の6月の質問以来、7区の区長、分館主事と我々第一小校区議員6名の中で、この件について勉強会をしております。また、12月の5日にはワークショップと題しまして、まちづくり課を中心にオイコスのほうで地域の、何と言いますか、そういう話し合いを十時先生の講話をいただきながら勉強会もしておりますので、今、課長が言いましたように、一つでもその行政区にためになることでありますので、今後とも何らかの形で協力をお願いしたいと思います。

それから、自然環境の問題でございますが、町長も9月に研修視察に行かれました岩手県の紫波町のごみ捨て禁止条例について研修いたしました。そのときにやはりごみ問題で悩んでおられて、あそこでもその10年間でごみが約1トンのポイ捨てがなくなったと研修を受けました。金がかかると思いますけれども、どういうふうに解決したかということでございます。

その解決方法といたしまして、ごみの監視員の導入ですね。それから、町民、事業者、土地使用者、町などのその役割を明確にした。どういうふうにするべきか、町民、事業者の協力、また土地使用者の協力など多々なことをお願いして解決に結んだ、と。

そして、この前11月の議会広報に、その研修の論文というか感想文を同僚の田ノ上議員が書いていましたけれども、彼と2人でバスの車窓から「ごみがないね」って本当にびっくりしました。やっぱりやればできるんですね。

だから、町長も言わっしゃる、人と人とのモラルで、そりゃ人間性でございますけれども、一応啓発はして、うちの空き缶等の散乱防止、その条例にも第3条に事業者に対して意識の啓発を図ると明記されております。少しでも看板等を立て、また、そういう啓発を行ったら幾らかでもごみが減るし、今、建設産業課で働いています片づける方の仕事も減るんじゃないかなと思っておりますので、幾らかの啓発をお願いしたいと思います。

ところで、今、町長と私と同感でございますけれども、このごみを私たちが片づけるじゃなくて、ごみを捨てさせる人を少なくするための方法を、やっぱりどうしても一つでも二つでもいいですからなくさないかん、と。

そして、須恵町は交通のアクセスも大分よくなりました。私が29年前に来たときは交通の便が悪くて、車がないとなかなかちょっと出かけるにも非常に不自由でございましたけれども、今は高速も入れるし、ちょっとそこまで行くのに車で10分走ったら用が足せます。こんな良い場所はありません。

そのためにも、「やっぱ須恵町はよかばい」と言われるためには、ごみがない、ですね。子どもを育てやすいためには何かをせないかんと思いますので、町長にお願いでございますが、そこら辺のですね、人、人の性格にもよりますけれども何かするよう何か方法を、一つか二つちょっとやっていただきたいと。ごみポイ捨て減少のためですね。

ちなみに、ポイ捨てとは、何かと言いますと、紫波町の条例に載っていますけれども、指定されたごみ箱以外に捨てるやつはポイ捨てとなっております。私もそうと思いますので、そのポイ捨てをなくすための方法を何か行政のほうでお願いしたいと思いますが、町長、よろしく願います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 一緒に行って本当にこう、きれいな町だなと。私、もう1カ所きれいな町だなと思ったのは、郡上八幡の郡上市です。そこもきれいだなあ。そうすると、ちょうど行ったときに、歩道の横にちょっと空地があったのを何人かの方が、昼、こうして花壇の手入れのようことをしてあって、「何してあるんですか」と言ったら、その地域とかそのこの団体でその花壇の手入れをしてまちづくりをしておる、という。

本町も平成2年の国体を誘致した会場になったときに、そういう婦人会がありましたけれども、婦人会中心にそういった花壇の手入れとか、花いっぱい運動とか、非常に頑張っていて、それを志免の町長が見て、志免のほうは今その花いっぱい運動は盛んに行われておってですね。発想としてはうちもよかったんですけども、なかなか目的が終わってしまうと、それが萎んでしまうという状況ですが。

そういうことで、ポイ捨てをなくそうということで、今4カ所ですか、リサイクルボックスというのをつくっておりますが、非常に役場にもありますけれども、非常に今リサイクルボックスに持ってこられる方が多いんですが、ペットボトルは入っていませんので、そういった面もこれから考えていかないかんちゃんないかなというふうに思っておりますが。

私になりましてですね、志免・須恵線の両脇にボタ山のほうに草がこういっぱい茂ってきて本当にポイ捨てが多かったから、山のおいちゃんに赤鳥居ばつくてって言って赤鳥居をこうした

んですよ。赤鳥居したら減るんですよ、あれ。やっぱり人間の心情というか、お宮とか神社はそれを捨てたらいかんといわれる。ただ、周辺の人から気色悪いけとってこれって言われましてとりましたけれども、また鳥居がそれ立派すぎて、ちょっと。だから、データの的にも、赤鳥居を置くということは、ごみが減るという実績はそりゃもう明らかにされておるわけでございまして、何とか納得していただきながらそういうことでもやっていかなければならないかな、と。

それから、本町は特別に道路作業員さんが居っておりますので、その方たちに昼間は腕章でもつけていただいて監視員もあわせてしていただくというふうなことを考えていきたいというふう

に思っております。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今、町長の今後の方針について言われましたけれども、これは私たち町も議員も地域も、区長さんたちを初め、住民の教育、須恵町町民の教育をして行くべきではないかと思っております。

最後になります。この前、先ほど言いました、オイコスでやったときに、まちづくり課長は御存じですけれども、須恵町に住んでいる環境指数をと言われたんです、皆さん個人個人で。5点満点で、大体4点から4.1点とか4.2点とつける方おられます。その4.1点とか4.2点は何ですかとその人に尋ねたら、猫を隣の人が飼っているうさいと、注意しても聞いてくれないと、そういう隣近所の環境は非常に悪いと。しかし、それ以外は非常によろございますということで4.1点と言っていましたけれど、そういう人がいる。そういう人たちが、やっぱり自分だけよければいいという人が多々多くなっているんじゃないかなと思います。

この第5次須恵町総合計画の中で、2032年に須恵町は2万7,000人になると予測されていますけれど、もう既に、もうすぐ今2万6,950ぐらいですから、もうそろそろなるんじゃないかと思っております。そうすると、なおさらまた人口がどんどんふえる一方で、行政区は大変な組合加入とかいろんなことで人とのつき合いが難しくなってきますので、ふえる、このことに関しましても、我々は何か先に手段を打っていかないと自分勝手な人らがふえるんじゃないかと思っております。

わが町は、立派な須恵町憲章を持っています。この憲章を理解して、町民、一人一人が、自分だけではなく、人を思いやる共助の精神を持って協力していただければ、住んでよかったと言える須恵町ができると思います。みんなで協力し合えば、私が町長といつもお話しします、財政もよくない、余りよくない、普通何でも真ん中、その中でやっぱり須恵町に住んでよかったという町をつくるためには、我々また今後努力していきたいと思っております。また皆さんも御協力お願いしたいと思います。私はこれで質問終わります。

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月14日午前10時から行います。本日はこれにて散会します。

午前11時10分散会

議事日程(第3号)

平成24年12月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 3 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第69号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第70号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第10 議案第71号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第72号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第73号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第74号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第75号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議員提出議案第2号
須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議員提出議案第3号
須恵町議会会議規則の一部を改正する条例
- 日程第18 陳情書 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 3 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第68号 工事請負契約の変更について

- 日程第 8 議案第 69号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 70号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 3号）の専決処分について
- 日程第 10 議案第 71号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 4号）
- 日程第 11 議案第 72号 平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第 12 議案第 73号 平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）
- 日程第 13 議案第 74号 平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）
- 日程第 14 議案第 75号 平成 24 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2号）
- 日程第 15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 16 議員提出議案第 2号
須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議員提出議案第 3号
須恵町議会会議規則の一部を改正する条例
- 日程第 18 陳 情 書 厚生労働省 5 局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一
理 事（税務課）・・・・百 田 順 二	理 事（上下水道課）・・今 泉 智 明
理 事（建設産業課）・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕

まちづくり課長・・・・・・・・吉松良徳
税務課長・・・・・・・・櫻木幹夫
建設産業課長・・・・・・・・安河内久人
社会教育課長・・・・・・・・川津政文
監査委員・・・・・・・・百田清二

住民課長・・・・・・・・合屋勝秀
健康福祉課長・・・・・・・・畑江達也
子ども教育課長・・・・・・・・稲永修司
総務課参事・・・・・・・・満行誠

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします。議案第62号から議案第64号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1．議案第62号

日程第2．議案第63号

日程第3．議案第64号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、日程第2、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、日程第3、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、以上、3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第62号から64号を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書は1ページからとなっております。63号に伴い、64号に関連するもので、福岡県下の市町村で構成する当該組合が解散の運びとなったことに伴い、組合長を置く福津市に、決算等の残部処理を承継するもので、規約に第6章雑則が追加され、知事の許可の日から施行します。委員会は全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） ちょっと、全部全部。63号、64号も。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 失礼いたしました。続きまして、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案書は4ページでございます。組合解散の本議案となっております。近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、昭和47年の災害を受け、昭和48年に発足した福岡県下全ての市町村で構成された当該組合を、平成25年3月31日をもって解散するものでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

最後に議案第64号です。福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、委員会の報告です。議案書は5ページからでございます。当該組合の財産処分を関係市町村協議の上、定めるものです。普通納付金と任意納付金は、全額を各市町村に。また、福岡県公営競技収益金均てん化基金は、福岡県自治振興組合にそれぞれ帰属させることとなっております。須恵町

には1億4,710万6,690円の帰属で、歳入の19款3項1目1節、総務雑入に今回追加補正がされております。委員会は全員賛成で可決でございます。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第62号から議案第64号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 . 議案第65号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第65号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書8ページ、須恵町立学校設置条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、東幼稚園の移転、新築に伴い、名称を「須恵町立東幼稚園」から「須恵町立れ

いんぼー幼稚園」に、位置を「須恵町大字須恵19番地6」から「須恵町大字旅石523番地」に改めるものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。名称の由来は、幼稚園への接続の道、レインボーロードで既になじみになっている言葉であること、架け橋のように小学校へステップアップのイメージ、雨上がりの空にかかる虹のイメージがあることなどです。将来的には、認定こども園として一元化することも視野に入れています。

名称は既に決まっているのか、町報での公募はしたのか、などの質疑に対し、ぜひとも「れいんぼー」という名称を使いたい、今後レインボーロードを中心にまちづくりを考えている、例えば「レインボー商店街」などまちづくりのキーワードとして使いたい、との理由で公募は取りやめているとのことでした。

また、「れいんぼー」を片仮名ではなく平仮名にしたのは、未就学児が通うところなので平仮名が適当だろう、「れいんぼー」の延ばす部分は、「れいんぼう」の「う」じゃなくて、なじみ的に延ばす棒線にしたとのことでした。以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。田原議員。

議員（5番 田原 重美） 須恵町の「レインボー」を平仮名の場合、今言いましたとおりに国語的には、「れいんぼう」の「う」を付けておいたほうがいいという指摘がありましたので、幼稚園のほうで。棒で引っ張らんで「う」でしてくれって、幼稚園のほうからです。国語的にはそんなふうにしてくれってという意見があります。

議長（三角 良人） 今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 一応は、その件に関しましては担当課のほうから説明がございましたが、棒線の部分のほうがなじみがよいということでされているそうでございます。担当課のほうで、今の質問に対しまして何かお話しすることがございましたらお願いをいたします。

議長（三角 良人） 子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 御指摘のとおり、文法的には横棒ではなくて「う」を使うのが正しいということではございましたけれども、基本的には片仮名ですよね。それを子供の施設ということで、平仮名に直したということではございます。で、これにつきましても、文法的には「う」を使うのが正しいということではございましょうが、固有名詞というところで横棒でも構わないんじゃないか、あるいはいろいろ調べましたが、「う」を使っているところもあれば、横棒を使っているところもあるというところで、前例がないわけではないので、なじみとしては横棒のほうがなじみやすいんじゃないかならうかというところで、一応、横棒というところで今決定しておるところでございます。

議長（三角 良人） いいですか。

これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 6 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 5 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 6 5 号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 6 6 号

議長（三角 良人） 日程第 5、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書 1 0 ページ、須恵町保育所条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をごらんください。

かやの保育所の、移転、新築に伴い、名称を「須恵町立かやの保育所」から「須恵町立れいんぼー保育園」に、位置を「須恵町大字須恵 1 3 2 番地 2 」から「須恵町大字旅石 5 2 3 番地」に改めるものです。附則として、この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 6 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 6 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 6 7 号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 6 7 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第67号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。議案書は12ページでございます。

工事名、須恵町庁舎空調設備等改修工事。契約方法、プロポーザル方式による随意契約。請負金、1億3,387万5,000円。請負者、福岡市中央区薬院3丁目4番9号、松尾建設株式会社福岡支店、執行役員、支店長、小齊 壯。契約保証の方法、契約保証金、履行保証保険証券1,338万8,000円。条件は、工期は、契約の効力が生じた日から平成25年6月10日までとなっております。基本的に、夜間及び土日等の工事となります。既存の器具等の使用は、ダクトの一部を除き、ほとんどが新規になることになっていきます。また、当初の計画に比較しますと、約1億円の削減となっております。

委員会は全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第67号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7．議案第68号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第68号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第68号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。議案書は13ページでございます。

工事名、須恵中学校耐震補強工事。契約方法は変更なし。請負金は、変更前5,722万5,000円が、変更後5,751万9,000円で、29万4,000円の追加でございます。請負者、契約保証の方法は変更なしで、工期が平成25年1月31日から平成24年12月18日に、約1.5カ月の短縮となっております。増額の理由は、一部鉄骨部分の補強の増工となっております。

委員会、全員賛成で可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第68号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第69号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第69号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の報告でございます。

工事名、第二幼稚園（仮称でございます）建設工事、契約方法、請負者、契約保証の方法及び条件に変更はなく、変更は、請負金が、変更前4億2,294万円が変更後4億4,152万5,000円で、1,858万5,000円の追加となっております。主な追加は、駐車場工事を建築工事に含める、税込みの約1,500万円ですが、ほか、詳細の質疑がございました。内容は、木屋根地形工事に加え、厨房器具の変更という回答でございます。うち、杭の延長64万円の追加に対し、安易に追加は認められないということから反対討論に至りましたが、予算削減の理由から、試掘の箇所が少なく、業者の責任にあらず、また、当初予算内であることから、結果は委員会賛成多数で可決と至りました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第69号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 7 0 号

議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 7 0 号平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算第 3 号の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案書 1 5 ページをお開きください。議案第 7 0 号平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算第 3 号の専決処分について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

1 1 月 1 6 日の衆議院解散により、1 2 月 4 日公示、1 6 日投開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な予算について、議会を招集し、補正予算案提出の時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により 1 1 月 1 6 日付けで専決処分を行っております。

別冊の補正予算書 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 2 8 万 7 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 7 億 7 , 5 8 2 万 1 , 0 0 0 円とする。2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものです。

2 ページ歳入では、9 款 1 項地方交付税 7 3 万 7 , 0 0 0 円は、特定財源不足の財源措置として、1 4 款 3 項委託金 8 5 5 万円は、選挙委託金です。

3 ページ歳出では、2 款 4 項選挙費 9 2 8 万 7 , 0 0 0 円の支出でございます。予算審査特別委員会、全員賛成で承認しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 7 0 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 7 0 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 7 0 号平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算第 3 号の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 0 . 議案第 7 1 号

議長（三角 良人） 日程第 1 0、議案第 7 1 号平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書8ページをお開きください。平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,531万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億114万円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

12ページをお願いします。第2表債務負担行為補正です。第二小学校校舎増築工事、設計監理業務委託の追加です。期間は、平成24年度から平成25年度までの2年間。限度額910万円。24年度設計、25年度工事施工監理を一括契約するため、債務負担行為を設定するものです。

事項別明細書で、主な補正を抜粋し、報告します。

歳入では、14ページ13款1項1目、障がい者自立支援等国庫負担金2,740万5,000円。16ページ14款1項1目、同県負担金1,370万2,000円、国民健康保険基盤安定県負担金479万8,000円。19款3項1目、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う清算金1億4,710万7,000円。

歳出の主なものは、職員異動等に伴う人件費の補正、給料1,707万4,000円の減。職員手当等1,159万8,000円の減。20ページ2款1項6目、庁舎空調改修工事3,606万2,000円の減。9目財政調整基金積立金、福岡県市町村災害共済基金組合納付金清算金分が1億4,710万7,000円。24ページ3款1項1目、国民健康保険特別会計繰出金4,716万9,000円。26ページ6目、後期高齢者医療療養給付費負担金858万8,000円の減。同特別会計繰出金481万円の減。10目障がい者支援費自立支援給付費5,481万3,000円。30ページ3款2項13目、第二幼稚園消耗品費1,732万3,000円、同建設工事請負費2,347万5,000円の減。32ページ4款1項5目、不活化ポリオワクチン等個別接種委託料1,206万8,000円。36ページ8款5項1目、公共下水道事業特別会計繰出金616万円の減。38ページ10款2項1目、第二小学校校舎増築工事、設計管理業務委託料644万6,000円。第一小及び第二小、それぞれ学級増に伴う予算が、第一小252万8,000円、第二小942万1,000円が主なものです。

町有地空き家解体等工事請負費130万円の坪単価についての質問に対し、ブロック積みが倒れかけているため同時に撤去、また、土地が斜面のため解体後ののり面補強工事が入って、坪単

価1万5,000円との回答でございました。

以上、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11・議案第72号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の補正予算書43ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億573万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億395万円とするものです。事項別明細書46ページです。

歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金1目の財政調整交付金、6款県支出金、2項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費が補正されております。その財源として、各補助率で計上されています。また、3款2項国庫補助金の財政調整交付金において、収支の調整を本年度財政不足で調整されており、2目出産育児一時金補助金は、前年度出産分が補正されています。4款療養給付費交付金、5款前期高齢者交付金の補正は、社会保険診療報酬支払基金からの通知によるものです。

48ページ、8款繰入金は、一般会計からの法定内繰入金として1節2節の保険基盤安定繰入金金の確定により、4節給与費と繰入金は職員の給与費等の増によるもので、3節一般会計繰入金は、56ページの歳出9款、諸支出金の療養給付費等の返還金の財源として補正されています。10款の諸収入は、1項1目1節の一般被保険者延滞金、3項1目1節一般被保険者第三者納付金、3目1節一般被保険者返納金が11月までに納入された金額で補正されています。

52ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費の補正は、職員の給与等の補正です。2款

1 項療養諸費、2 項高額療養費の補正は、3 月までの医療費の見込みにおいて増減の補正がされており、特に、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費についての 2 億円の増額補正がされており、前年度の比較によると、前期高齢者の医療費が 24% の伸びとなっています。54 ページ、3 款後期高齢者支援金、4 款前期高齢者納付金等、56 ページ、5 款老人保健拠出金、6 款介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、補正がされています。9 款 1 項 1 目、2 目の前期前年度分税過誤納付金還付金の補正は、3 月までの税の還付金の見込みによる予算不足、また、13 目の前年度国庫支出金と払戻金は、23 年度実績に基づく療養給付費負担金の清算金が補正されています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 72 について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 72 号平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 73 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の補正予算書 58 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 434 万 8,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,975 万 5,000 円とするものです。

事項別明細書 61 ページ、歳入ですが、3 款 1 項 1 目事務費繰入金の補正は、歳出の一般管理費の給与費等人件費の増額と歳入の 4 款 1 項 1 目前年度繰越金が確定しており、今回計上されていますので、一般会計からの事務費繰入金は減額されています。3 款 1 項 1 目保険基盤安定繰入金は、24 年度の軽減分が確定しておりますので減額されています。

23 ページ、歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費の補正は、4 月の人事異動による給与費、

人件費の減額補正です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、24年4月、5月に納入された保険料を24年度に納入するため、補正されています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第73号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13・議案第74号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第74号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第74号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。別紙、補正予算書65ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,386万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,381万3,000円とする。

また、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。68ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前限度額3億2,290万円、変更後限度額3億1,130万円で、1,160万円の減額となっております。補助金の減額がこの理由でございます。以下、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細で説明をいたします。69、70ページ、お願いします。歳入は、3款1項1目1節、交付金の一部削減でございます。5款1項1目1節、一般会計繰入金の削減でございます。6款1項1目1節は、23年度分の確定となっております。また、8款1項1目1節は、国庫補助金の減額に伴う同額の減となっております。

続きまして、71、72ページ、歳出でございますが、人件費を省略させていただきます。

2款1項1目5節、管渠築造工事請負費の減。3款1項2目23節は、23年度借入金金の確定と
いうことでございます。

以上、委員会全員賛成で可決をいたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ
て議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第74号平成24年度須恵町公共下水
道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14・議案第75号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第
2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算
（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告です。

別紙、補正予算書は73ページとなっております。第1条、平成24年度須恵町水道事業会計
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予
算額を次のとおり補正する。1款水道事業費、1項営業費用は、人事異動による補正でございま
す。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。资本的収
入額が资本的支出額に対し、不足する額1億6,853万6,000円は、損益勘定留保資金で補
填するものとする。1款資本的支出、1項改良費は、工事請負費の増額補正となっております。

委員会全員賛成で可決いたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ
て議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第75号平成24年度須恵町水道事業

会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15．諮問第3号

議長（三角 良人） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書21、22ページでございます。

平嶋峰晴氏の1期目の任期が満了することから、本議会に再任推薦の意見を求めるものでございます。住所、糟屋郡須恵町大字須恵83番地54。氏名、平嶋峰晴。生年月日、昭和21年11月18日です。経歴は、次ページのとおりでございます。5名の委員で、任期が3年となっております。委員会は全員賛成でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって諮問第3号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、各委員長報告のとおり賛成することに決定しました。

日程第16．議員提出議案第2号

議長（三角 良人） 日程第16、議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。6番、荒木敏光議員。

議員（6番 荒木 敏光） 議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例。別紙、議案提出議案書をごらんください。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号の施行に伴い、委員会に関する規定の簡素化により、これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特

別委員会が条立てされてまいりましたが、改正法により1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、須恵町議会委員会条例の改正を行うものでございます。

議案書の3ページ、4ページをお願いします。新旧対照表がございますが、先日、全員協議会で詳細に説明をし、内容の検討をいたしておりますので、省略をいたしますが、主に、委員の選任について改正法による条文の追加になります。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行いたします。

以上です。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号について採決に入ります。議員提出議案第2号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17．議員提出議案第3号

議長（三角 良人） 日程第17、議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。6番、荒木敏光議員。

議員（6番 荒木 敏光） 議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則。別紙、議員提出議案書をごらんください。提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号の施行に伴い、本会議においても、委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、須恵町議会会議規則の改正を行うものでございます。

議案書の5ページから8ページに新旧対照表がございますが、先日、全員協議会で詳細に説明をし、内容の検討をいたしておりますので省略をいたしますが、主に、公聴会と参考人については、改正法による条文の追加になります。

なお、この規則は公布の日から施行します。ただし、第69条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行します。以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号について採決に入ります。議員提出議案第3号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第18．陳情書

議長（三角 良人） 日程第18、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この陳情は、医療社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現するため、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、職場実態の改善を求める陳情書です、国に対する意見書を決議していただけるよう陳情するものです。

本年3月議会において、同様の内容の陳情が出ており、3月議会継続、6月議会で否決となっています。今回、糟屋郡の近隣町の動向等も見ながら、もう少し審議を重ねていきたいとの委員会での結論となり、継続審査といたします。

議長（三角 良人） 本件につきましては、ただいまの委員長報告並びに会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19．委員会の閉会中の継続調査

議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がござい

す。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。会議を閉じます。平成24年第4回定例会を閉会します。

午前11時06分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 11 番 柴田 真人

署名議員 12 番 長澤 誠司